令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」 貿易取引電子化システム社会実装促進事業

最終報告書



2024年3月

公共コンサルティング本部



1. 調査方針	9
1.1 調査の背景・目的	10
1.2 調査スケジュール	
1.3 調査の全体方針	13
1.4 調査スコープ	
2. 国際動向・ASEAN等の動向	16
2.1 国際動向	17
2.2 ASEANの動向	
2.3 APECの動向	
3. ASEAN10か国の現状調査と評価	71
3.1 貿易取引・貿易関連データ	72
3.2 プラットフォームの整備状況	79
3.3 インフラの整備状況	97
3.4 電子化・標準化の動向	99
3.5 貿易手続きの課題	102
3.6 貿易取引電子化市場の規模	112
3.7 ステークホルダー	114
3.8 サマリ	118



4. 社会的便益の推計と分析	120
4.1 社会的便益の推計	121
4.2 社会的便益の分析	124
4.3 サマリ	128
5. 政策提言とロードマップ	129
5.1 貿易デジタル化を推進するための原則	130
5.2 ASEAN全体への政策提言	131
5.3 ASEAN各国への政策提言	132
5.4 ロードマップ	133
5.5 日ASEANの協力について	134



項目	正式名称(英文)	和名
ABAC	APEC Business Advisory Council	APECビジネス諮問委員会
ACDD	ASEAN Customs Declaration Document	ASEAN通関申告書類
ACTFA	ASEAN China Free Trade Agreement	中国ASEAN自由貿易協定
ACIA	ASEAN Comprehensive Investment Agreement	ASEAN包括的投資協定
ACRF	ASEAN Comprehensive Recovery Framework	ASEAN包括的復興枠組み
ACTS	ASEAN Customs Transit System	ASEAN税関トランジットシステム
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AEC	ASEAN Economic Community	ASEAN経済共同体
AEM	ASEAN Economic Ministers	ASEAN経済大臣会合
AFTA	ASEAN Free Trade Area	ASEAN自由貿易地域
AJCEP	ASEAN Japan Comprehensive Economic Partnership	日ASEAN包括的経済連携協定
AMEN	ASEAN Mentorship for Entrepreneurs Network	_
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
APSC	ASEAN Political Security Community	ASEAN政治·安全保障共同体
ASCC	ASEAN Socio Cultural Community	ASEAN社会文化共同体
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア国家連合
ASEAN PDP	ASEAN Personal Data Protection	ASEAN個人情報保護フレームワーク
ASEAN-BAC	ASEAN Business Advisory Council	ASEANビジネス諮問委員会



項目	正式名称(英文)	和名
ASW	ASEAN Single Window	ASEANシングルウィンドウ
ASYCUDA	Automated System for Customs Data	_
ATFF	ASEAN Trade Facilitation Network	ASEAN貿易円滑化枠組み
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement	ASEAN物品貿易協定
ATISA	ASEAN Trade in Services Agreement	ASEAN貿易サービス協定
AWSC	ASEAN Wide Self-Certification	自己証明制度
B/L	Bill of Lading	船荷証券
CBNI	Capacity Building Needs Initiative	地域経済統合能力構築イニシアチブ
CBPR	Cross-Border Privacy Rules	越境プライバシールール
CEPT	Common Effective Preferential Tariff	共通効果特恵関税
СРТРР	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
CSAP	Consolidated Strategic Action Plan	統合戦略的行動計画
DEFA	Digital Economy Framework Agreement	デジタル経済枠組み協定
DTSCWG	Digital Trade Standards and Commerce Working Group	_
e-ah	Electronic Animal Health	電子動物保護証明書
EDI	Electronic Data Interchange	電子データ交換
e-fs	Electronic Food Safety	電子食品安全証明書
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定



項目	正式名称(英文)	和名
ePhyto	Electronic Phytosanitary Certificate	電子植物検疫証明書
ERIA	Economic Research Institute for ASEAN and East Asia	東アジア・アセアン経済研究センター
ESCAP	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	アジア太平洋経済社会員会
ETDA	Electronic Transactions Development Agency	タイ電子取引開発庁
FIATA	International Federation of Freight Forwarders Associations	国際運送業者連盟
FJCCIA	Federation of Japanese Chambers of Commerce and Industry in ASEAN	ASEAN日本人商工会議所連合会
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
FTAAP	Free Trade Area of the Asia-Pacific	アジア太平洋自由貿易地域
ICC	International Chamber of Commerce	国際商工会議所
IMDA	Infocomn Media Development Authority	情報通信メディア開発庁
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JAIF	Japan-ASEAN Integration Fund	日ASEAN統合基金
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
KTDDE	Key Trade Documents and Data Elements	_
L/C	Letter of Credit	信用状
LPCO	Licenses, Permits, Certificates, and Others	免許、許可証、証明書等
LPI	Logistics Performance Index	_

6



項目	正式名称(英文)	和名
MLETR	The Model Law on Electronic Transferable Records	電子的移転可能記録のモデル法
MPAC	Master Plan on ASEAN Connectivity	ASEAN接続性マスタープラン
MSME	Micro, Small Medium Enterprises	零細中小企業
MTR	Mid-Term Review	中間評価
NDTP	National Digital Trade Platform	_
NSW	National Single Window	ナショナルシングルウィンドウ
NTP	Networked Trade Platform	_
NTR	National Trade Repository	_
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PAA	The Pan-Asian E-Commerce Alliance	_
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership	地域的な包括的経済連携
SME	Small Medium Enterprise	中小企業
TFA	Trade Facilitation Agreement	貿易円滑化協定
TFI	Trade Facilitation Indicators	貿易円滑化指標
UN/CEFACT	United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business	国連貿易円滑化電子ビジネスセンター



項目	正式名称(英文)	和名
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law	国連国際商事法委員会
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合貿易開発会議
UNECE	United Nations Economic Commission for Europe	国連ヨーロッパ経済委員会
UNESCAP	UNESCAP: United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋経済社会委員会
WG	Working Group	ワーキンググループ
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

1. 調查方針

- 1.1 調査の背景・目的
- 1.2 調査スケジュール
- 1.3 調査の全体方針
- 1.4 調査スコープ



1.1 調査の背景・目的

- ◆ 本調査はASEAN全体の貿易取引電子化システムの社会実装を加速化するための政策提言に向けて、貿易取引電子化システムの展開可能性を技術、経済、政策的な観点から検討する。
 - ASEAN10ヶ国について、国際動向を踏まえて現状分析を行う(①,②)
 - 市場規模や社会的便益の推計を基に、ASEAN10か国の現状分析の結果を踏まえ最終的な政策提言を検討する(③,④)

ASEAN10か国の現状分析

2 ASEAN10か国の現状 調査と評価

国際動向からの示唆

国際動向の調査

- UN/CEFACTの標準化
- ICCロードマップ
- データガバナンス 等

ASEANの域内の取組

- ASEAN E-commerce Agreement
- TradeTrust Framework 等

ASEAN10か国の現状

- 政策動向、法制度、規制(貿易、 デジタル)
- 2. インフラの整備状況
- 3. 貿易取引量、デジタル化の状況(課題やニーズも含む)
- 4. ガバナンス・ビジネスモデル

3 社会的便益の推計と分析

インパクトの分析

- 1. 市場規模や、社会的便益に ついての推計
- 2. 貿易デジタル化の進展状況に伴う社会的便益の変化について分析

4 政

社会的便益の分析と政策提言

政策提言

政策提言

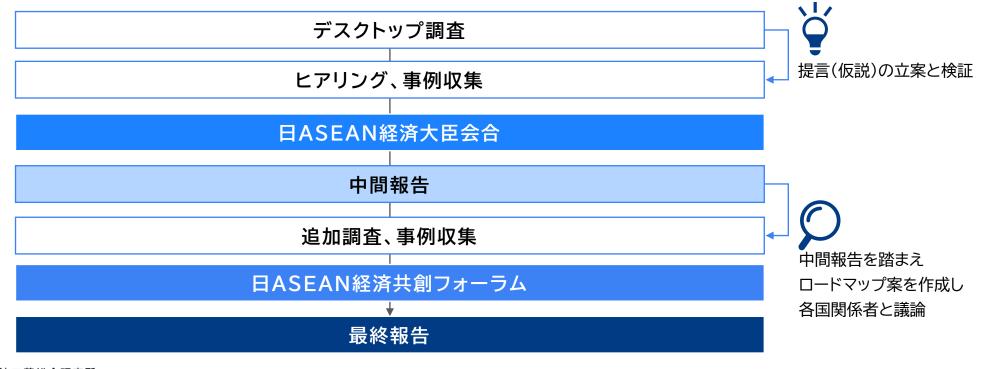
- 1. ロードマップの作成 (ASEAN域内で貿易プ ラットフォームがどのよう に展開できるか)
- 2. ロードマップを実現するための課題
- 3. 提言のとりまとめ

出所)三菱総合研究所

1.調查方針

1.2 調査スケジュール(1)

- 本調査は8月の日ASEAN経済大臣会合及び、12月の日ASEAN経済共創フォーラムを主要なマイルストンと定めて調査を実施した。デスクトップ調査とオンラインヒアリングを組み合わせて仮説を構築し、検証するプロセスで進めた。
- タイ、インドネシアの政府関係者、ASEAN-BAC等と議論を行い、中間報告を取りまとめた。中間報告をベースとして、貿易デジタル化に向けたASEANのロードマップ案をまとめ、ASEAN-BACの関係者との議論を通じ、ASEANの貿易デジタル化のロードマップを検討した。

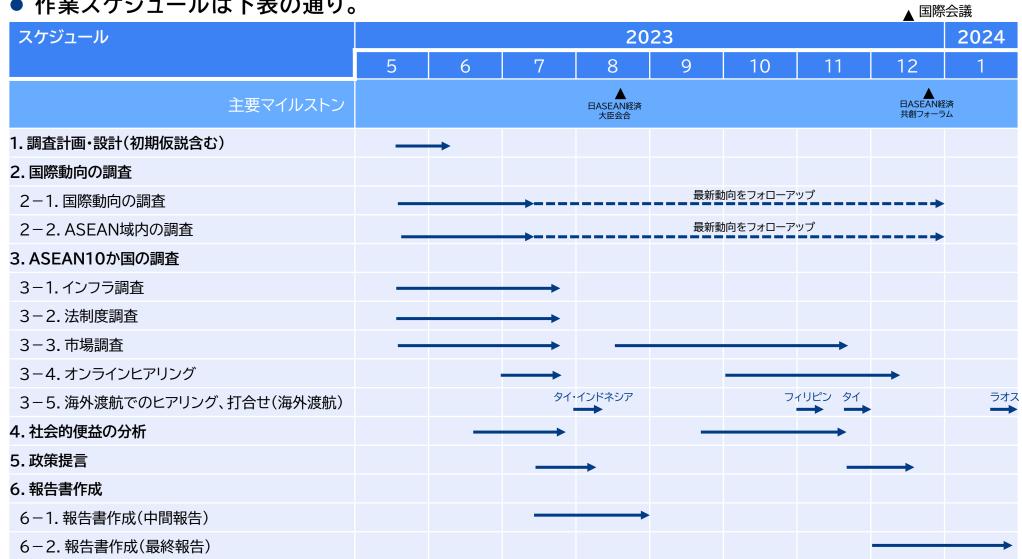


1.調查方針



1.2 調査スケジュール(2)

• 作業スケジュールは下表の通り。

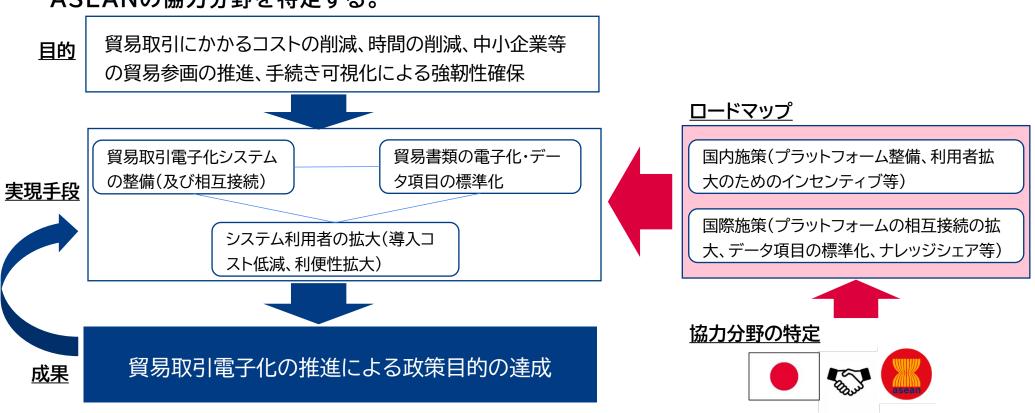


1.調査方針



1.3 調査の全体方針

- 貿易取引電子化システムの整備は、貿易取引にかかるコストの削減、時間の削減だけでなく、その 結果として中小企業等の貿易参画を促し、手続きの可視化によるサプライチェーンの強靭性を確保 するものである。
- 政策目的の達成を実行するためのロードマップを国内施策、国際施策を含むものと設定し、日 ASEANの協力分野を特定する。



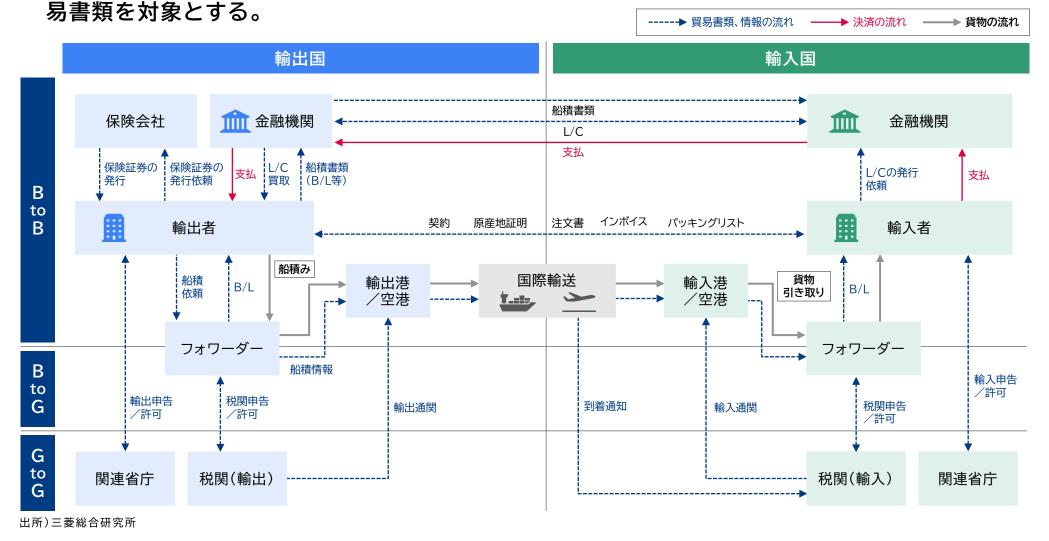
出所)三菱総合研究所

1.調查方針



1.4 調査スコープ(1)

● 本事業では、政府間(GtoG)や民間と政府(BtoG)だけでなく、民間(BtoB)の貿易手続きや貿



14

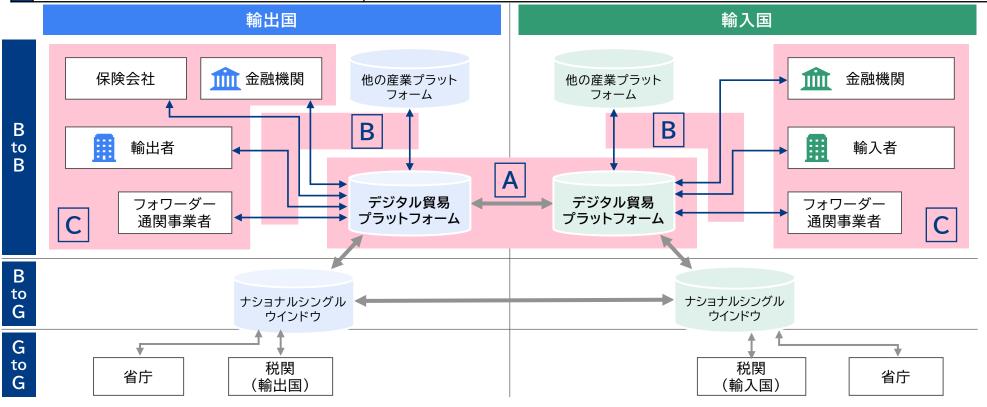
1.調查方針



1.4 調査スコープ(2)

貿易手続きの電子化を実現するために同時並行で検討・実施が必要となる3つの観点を下図の通りに整理した。

A	貿易プラットフォームの構築と接続	デジタル貿易プラットフォームを構築し、ナショナルシングルウインドウや他の産業プラットフォーム、 また貿易相手国のプラットフォームと接続する
Е	デジタル化と標準化	貿易書類のデジタル化及び、貿易書類のデータ項目の標準化
(ユーザー獲得	ユーザーとなる企業のデジタル貿易プラットフォームの参加を通じて、デジタル貿易プラットフォームの取引量を拡大する



出所)三菱総合研究所

- 2.1 国際動向
- 2.2 ASEANの動向
- 2.3 APECの動向



2.1.1 法制度 (1)ICCの取組

● 2021年のG7デジタル貿易大臣会合においてデジタル貿易原則が採択され、貿易電子化に係る 法整備に向けた各国の取組は加速した。加えてICCなど標準化団体の取組も活発化している。

G7での議論

- 2022年のG7ではUNCITRALの取組を評価し、 Model Law on Electronic Transferable Records(MLETR)の普及に対して支援を表明
- MLETRを準拠とした法改正により譲渡可能な文書が 電子化され、伝達速度とセキュリティの向上、データの 再利用、「スマートコントラクト」による取引の自動化の 実現など貿易円滑化への大きな効果が期待される
- 諸外国では既にMLETRを準拠とした国内法の改正に 進んでいる。日本は法改正に向けて検討中である。

諸外国の検討状況

玉	内容
シンガポール	電子B/Lを含む電子的移転可能記録に関する法律を新設、2021年3月に施行
イギリス	2022年10月に改正法案を提出し、 2023年9月に電子取引文書法が施行さ れた。
タイ	2024年を目途に法改正を実施中。 2023年4月には英国と共同で法改正に 関する指南書を作成

出所)https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220512004/20220512004-3.pdf、2023/12/26閲覧https://www.piclub.or.jp/ja/news/37286、2023/12/26閲覧



2.1.1 法制度 (1)ICCの取組

● ICCが発表したDigital Trade Roadmap v2では、政府、ICC、産業界の3つの組織で今後 のデジタル貿易促進に向けた取組を段階的に示している。

> 政府 ICC 産業界

Update Legal Infrastructure

- Require all trade documentation to be digital
- Accept all digital import documentation
- Promote electronic single window

Simplify Bureaucracy

- Appoint a single digital champion
- Support the WTO ecommerce agreement
- Work with regulators to reduce capital allocation for trade finance

Fulfill Trade Obligations

- 7 Customs bureaucracy
- Food import safety
- Data governance

Prepare for New Technologies

- Develop and maintain an open set of smart industry contracts and automated rules
- Choose trade corridors and industries with which to prioritize pilots

Develop Rules and Standard

- Modernize digital rules and standards for traditional trade finance
- Introduce new digital rules and standards for trade finance
- Establish in a repository of best practice
- Build the Digital Standards Initiative

Increase Collaboration with Non-Bank Stakeholders

Establish a forum to allow for industry input into ongoing rules discussions

Participate in Digital Solutions

- Documentation reform
- Internal system updates
- 3 System Integration

Pilot New Technologies

- Participate in pilot projects
- 5 Deliver new solutions

出所)ICC、https://iccmex.mx/comision/posturas-herramientas/icc-digitarl-trade-roadmappdf.pdf、2023/12/26閲覧



2.1.1 法制度 (1)ICCの取組

● 2023年には"Key Trade Documents and Data Elements(KTTDE)"を発表、ワーキンググループで議論を行った結果として貿易円滑化において重要な7つの文書とデータ要素の分析結果を発表した。

7つの文書

番号	英名	和名
1	Warehouse Receipts	倉庫証券
2	Certificate of Origin	原産地証明書
3	Commercial Invoice	コマーシャルインボイス
4	Packing List	パッキングリスト(梱包明細書)
5	Bill of Lading	船荷証券
6	Customs/Goods Declaration	税関申告書
7	Insurance Certificates	保険証明書

出所)https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220512004/20220512004-3.pdf、2023/12/26閲覧https://www.piclub.or.jp/ja/news/37286、2023/12/26閲覧



2.1.1 法制度 (1)ICCの取組

● ICC DSIは2023年3月に、Key Trade Documents and Data Elements (KTDDE) を発表しており、2023年中に複数の貿易プラットフォーマーや銀行とデータ項目のマッピング作業を実施して対象文書の拡大とデータ項目の精査を段階的に行っている。

BATCH1(対象書類数7) 2023/05 BATCH2(対象書類数14) 2023/07-2023/09 BATCH3(対象書類数16) 2023/10-2023/12

参加企業と実証スコープ

ナ	カテゴリ	参加企業・グループ	マッピング作業のスコープ
		TradeWaltz	コマーシャルインボイスとパッキングリストのデータ項目のマッピン グ
貿易プラッ トフォーム		XDC Trade Network, Yodaplus	船荷証券とコマーシャルインボイスと原産地証明書と、Yodaplus のデータセットとのマッピング
	<i>J</i> ₃ – <u>A</u>	SGTraDex	コマーシャルインボイスと船荷証券と、SGTraDexのデータ辞書と のマッピング
		Decentralized Trade Network	コマーシャルインボイスとそのほかの文書に関する開発
	銀行	Bank of America, Citibank, HSBC 等 8つの銀行	既存の紙のデータ項目に基づくデータ定義とマッピング
		Bank of America, BNP Paribas, Scotiabank 等 8つの銀行	輸出入の信用状のE2Eプロセスにおけるデータ項目のマッピング
		Citibank, Commerzbank, TBA等 9つの銀行	サプライチェーンファイナンスにおける各プロセスでのデータニー ズの精査

出所)ICC DSI、From Analysis to Action: Proofs of Concept、2023/12/20 閲覧



2.1.1 法制度 (2)UNCITRAL MLETR

● MLETRはB/L等の有価証券等の電子データに法的効力を付与する取組である。

概要

- 電子譲渡可能記録モデル法(MLETR; UNCITRAL Model Law on Electronic Transferable Records)は、国内および国境を越えた電子譲渡可能記録の法的使用を可能にすることを目的としている。
- MLETRにより、譲渡可能な文書(船荷証券、手形等)について電子記録に同等の法的効力が適用される。
- 国連国際貿易法委員会(United Nations Commission On International Trade Law)により、 2017年に採択された。

期待効果

- 譲渡可能な文書の電子化により、伝達速度とセキュリティの向上、データの再利用、「スマートコントラクト」による取引の自動化等を実現でき、貿易円滑化への大きな効果が期待される。

電子B/Lのメリット

- スピードアップ&管理コスト削減
- 偽造・改ざんリスクの減少
- 全通回収の容易さ(これにより、B/Lのcombine、split、予定された揚地以外での引渡し等の手続を簡略化)

出所)UNCITRAL、https://uncitral.un.org/en/texts/ecommerce/modellaw/electronic_transferable_records、2023/12/26閲覧
ADB、https://www.adb.org/sites/default/files/publication/932456/adb-brief-280-driving-digitalization-global-trade.pdf、202312/26閲覧



2.1.1 法制度 (2) UNCITRAL MLETR

● 2023年12月時点では、8つの国でMLETRを準拠とした法整備が完了している。

普及状況

国	導入された年
バーレーン	2018
ベリーズ	2021
キリバス	2021
パラグアイ	2021
シンガポール	2021
アラブ首長国連邦	2021
パプアニューギニア	2022
イギリス	2023

活動状況

• UNCITRALのWG-IV:電子商取引では、「電子取引におけるAIの使用と自動化に関する立法作業の提案」等が検討されている。

MLETR導入における観点

- 紙の証券との機能的同等性
 - MLETRでは、電子B/Lは紙のB/Lと機能的に同等であるために以下の3点が求められている。
 - ① singularity (B/L上の権利は複製されず、識別された一つのみであること)
 - ② control(排他的に支配できること)
 - ③ integrity"(改ざんされず、変更記録が残ること)
- 技術的中立性
 - MLETRでは、電子B/Lに関して、特定の技術やモデルを用いることを求めているわけではなく、電子B/Lの機能を果たすための「信頼できる手法」(reliability)であればよい、とされている。

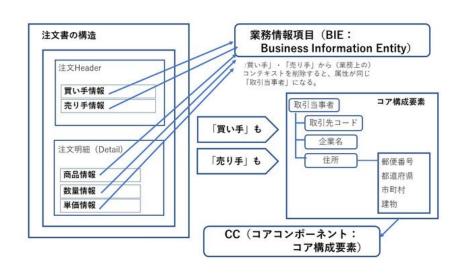
出所)UNCITRAL、https://uncitral.un.org/en/texts/ecommerce/modellaw/electronic_transferable_records、2023/12/26閲覧
UNCITRAL、https://uncitral.un.org/en/texts/ecommerce/modellaw/electronic_transferable_records/status 2023/12/26閲覧
ADB、https://www.adb.org/sites/default/files/publication/932456/adb-brief-280-driving-digitalization-global-trade.pdf、202312/26



● UN/CEFACTは全ての貿易関係者に共通して使用可能な用語の定義を提供するために、共通データ辞書(Core Components Library)を作成した。

共通データ辞書

- 業界ごとに異なるビジネスプロセス間での整合性を確保するために、2006年に共通データ辞書(Core Components Library)の作成を行って以降、現在に至るまで追加・改正が継続的に行われている。
- この共通データ辞書を用いることで、異なる国・業種との取引の際に取り扱われているデータについて共通の認識を得ることができ円滑な企業間情報連携が実現する。この共通データ辞書にはXMLスキーマが定義されており、主に電子的データ交換(EDI)への活用を想定している。
- この共通データ辞書に対するデータ項目の追加や適合性の検証は年2回の頻度で、UN/CEFACTによって行われており、2023年7月13日時点での最新版は2022年の2度目の更新版である。



出所)JASTPRO、https://www.jastpro.org/files/libs/440/202103091654134418.pdf、2023/12/26閲覧
UNECE、https://unece.org/trade/uncefact/unccl、2023/12/26閲覧
UN/CEFACT、https://unece.org/sites/default/files/2023-05/Newcomers%20Session_40thCEFACT.pdf、2023/12/26閲覧



● UN/CEFACTでは、発注、出荷、支払の一連のプロセスを示す"Buy-Ship-Payモデル"をベースに貿易実務の簡素化、効率化を目指している。特に貿易の際に用いられるデータ項目の標準化に注力しており、これまでに数々の標準を策定してきた。

参照データモデルの策定

- 共通データ辞書とその関連コードリストの包括的なサブセットとして、活動分野ごとに正確な情報が得られるよう参照 データモデル(Reference Data Model)を策定した。
- この参照データモデルには、分野ごとに関連する文書や情報の要件が網羅されており、例えばXSDスキーマやUML図、HTMLのインデックスなども含まれている。

データモデル	企業名
Buy-Ship-Pay	サプライチェーン参照データモデルとマルチモーダル参照データモデルをより一般化した形式で 定義し、国・業界を問わず横断的に利用可能なデータモデル
Supply Chain	サプライチェーンに関するデータモデルであり、サブセットは公開済。
Multi Modal Transport	マルチモーダル輸送に特化したデータモデルであり、このデータモデルを用いて国際貨物フォワーダ協会連盟(FIATA)がマルチモーダル電子B/Lの開発を行った。

出所)JASTPRO、https://www.jastpro.org/files/libs/440/202103091654134418.pdf、2023/12/26閲覧
UNECE、https://unece.org/trade/uncefact/unccl、2023/12/26閲覧
UN/CEFACT、https://unece.org/sites/default/files/2023-05/Newcomers%20Session_40thCEFACT.pdf、2023/12/26閲覧



- 2022年にはUN/CEFACTの母体組織である国連欧州経済委員会(UNECE)と国際貨物輸送業者連盟(FIATA)によってマルチモーダル輸送船荷証券(eB/L)の標準を発表した。
 - ICCやWTOなど国際的な機関も、UN/CEFACTが定めたデータ項目を参照している。
 - 一方で商流データと物流データの紐づけにおける標準や、貿易実務として利用されているデータと UN/CEFACTの標準の乖離があるため、現在Trade Financeのプロジェクトが立ち上がり検討が進められている。

UN/CEFACTのデータ項目を参照している文書

文書名	概要
WTO-ICC Standards Toolkit for Cross-border Paperless Trade	既存の参照すべき標準ルールをマッピングしている文書で、国際貿易を行う際に準拠すべき情報を網羅的に記載。
WTO-WEF report: The Promise of TradeTech: Policy approaches to harness trade digitalization	データの信頼性や電子取引の法的枠組み、データモデルの相互互換性などの観点を政策面で 整理している文書。
EU Strategy for Sustainable and Circular Textile	繊維製品が環境および気候変動に与える影響に触れ、繊維製品全体の生産・消費方法を変える ための協業行動を提案している文書。
EU Proposal for a Directive on corporate sustainability due diligence	企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令案。持続可能で責任ある企業行動を促進し、 企業の業務とコーポレート・ガバナンスに人権と環境への配慮を定着させることが目的である。
DCSA announcement of the Standards for the Bill of Lading	Digital Container Shipping Association(DCSA)が船積指示書(S/I)と船荷証券(B/L)の発行に関するデータとプロセスの標準を発表した文書。

出所)UN/CEFACT、https://unece.org/sites/default/files/2023-05/Newcomers%20Session_40thCEFACT.pdf、2023/12/26閲覧UNECE、https://unece.org/media/press/365715、2023/12/26閲覧



● 2023年10月に第41回UN/CEFACT Forumが開催された。このフォーラムでは、日本から株式会社トレードワルツが登壇しており、2022年に実施されたUN/CEFACTのデータセットとトレードワルツのデータ項目のマッピングの結果を発表し、UN/CEFACTに向けて3つの提言を行っている。

3つの提言

番号	内容	提言	
1	UN/CEFACTの定義では、実務的に国際貿易で必要となるデータ項目が発見できなかった。	データ項目を容易に発見できるようにするか、国際貿易 において必要となるデータを追加する。	
2	ドキュメントでデータ項目を管理することにより、負の効果が発生している。(データは正しいがドキュメントが正しくない、など)	どのデータがどの書類で用いられているかは利用者ごと にデータの揺らぎが存在するため、貿易に必要とされる ような構造化データの形式で定義する。	
3	UN/CEFACTのデータ定義では、"Data types" や"Who, When, Why of data"が不足している。	それぞれの要素について、"From who to who" と"When"と"Why"を定義する(ビジネスプロセスを固 定し、データ項目の定義を定義する。)システムルールに 照らしてデータ項目を定義する(桁数、文字数、データの 種類、バリデーションルールなど)	

出所)株式会社トレードワルツからの受領資料を基に三菱総合研究所作成



2.1.2 グローバルサプライチェーンのリスク対応

● 2023年5月に広島で行われたG7サミットにて、強靭なサプライチェーンの構築に向けた取組 が掲げられており、具体的なリスクとしてCovid-19のパンデミックやロシアによるウクライナ 侵攻が挙げられた。

サプライチェーンリスクの例

リスク	内容
サプライヤーのパフォーマンス不足	サプライヤーの財務的な健全性
需要計画の複雑性	行動様式の変化による需要計画の不確実性
国際的な労働力不足	人権問題も含めた熟練労働者の不足
インフレーション	インフレーションによるキャッシュフローの悪化
不安定な国際経済	パンデミック終了後の景気後退を懸念
複雑な制裁と規則	国際的な経済制裁の影響
地政学的リスク	ロシアのウクライナ侵攻や中国のゼロコロナ政策による影響
レピュテーションリスク	コーポレートガバナンスや社会的責任の欠如
自然災害と気候変動リスク	自然災害や気候変動が与える影響
サイバーリスク	サイバー攻撃の危険性

出所)Moody's、https://www.moodysanalytics.com/articles/2022/the-top-10-supply-chain-risks-that-companies-face、2023/12/26閲覧 JETRO、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e98672da58f93cd3/20220039rev2.pdf 、2023/12/26閲覧



2.1.2 グローバルサプライチェーンのリスク対応

● グローバルサプライチェーンにおいて、脱炭素化や人権問題への関心も高まっているが、実際に 具体的な取組を行っている企業は半数を超えていない。

脱炭素化

- サプライチェーンにおける脱炭素化の問題を経営課題として認識しているASEANの企業は66.4%であった。
- 実際に脱炭素化に向けた取組を行っているASEANの企業は35.9%にとどまる。
- 取組の課題として、脱炭素化が企業価値向上に直接結びつかない、現地での価格至上主義がある、工業団地の条件など 抜本的なエネルギ―転換が難しい、などが挙げられている。

人権問題

- サプライチェーン上の人権問題を経営課題として認識しているASEANの企業は55.9%であった。
- 人権デューデリジェンスを実際に実施している企業は22.2%である。
- 実施上の課題として、人権に関する内容の理解、経営幹部層の関与、事業が人権に与える負の影響の特定や評価、優先度 の高い人権リスクへの予防と対処、などが挙げられている。

出所)JETRO、https://www.jetro.go.jp/ext images/ Reports/01/e98672da58f93cd3/20220039rev2.pdf 、2023/12/26閲覧



2.1.3 データ流通

- Gaia-Xの取組を中心に欧州ではデータ流通の議論が加速化した。
- Gaia-Xは、2016年頃からドイツやEUを中心に検討・実装されてきたデータ主権とセキュリティを担保しながら、データ流通を支援するためのインフラ構築を目的としている。ユースケースにおいては、サプライチェーン内でのデータ交換を実現する仕組みも存在している。

ユースケース

カテゴリ	プロジェクト名	概要
農業	Agdatahub	追跡可能、かつ環境に配慮された健康食品のデータ共有基盤を構築する。
自動車サプライチェーン	Catena-X	自動車業界の最初のオープンなデータエコシステムであり、セキュリティが担保された環境で、 バリューチェーン内のエンドツーエンドでのデータ連携を行う。
自治体サービス	Elinor-X	新たな「データ協業」モデルの実証を行っており、公共、民間問わずデータ協業を行い、データ移動の最 適化を目指している。
輸送&観光	Eona-X	モビリティ、輸送、観光のユースケースを促進するための環境を提供する。主な焦点は、ゼロエミッション 目標の達成に貢献するための、マルチモーダルの最適化である。
製造(インダストリー4.0)	EuProGigant	「バリューチェーンの自己組織化(Self-Orchestration)の失敗を回避することと学習エコシステムの構築」を目的として行われている製造業界のプロジェクト。
モビリティ	Mobility Data Space(MDS)	モビリティセクターにおいて、ライドシェアサービスや、公共交通機関の運営者など異なる主体間でデータ交換を促進して、平等で公正な条件でユーザフレンドリーなモビリティをめぐる競争を促す。
サプライチェーン	SCSN	サプライチェーン内で、高速、安全、効率的なデータ交換を実現する。
クラウドサービス	Structure-X	既存のクラウドサービスおよびインフラのプロバイダーのデータおよびサービスが、GAIA-Xの認定を受けられるようにするためのプロジェクト。目標は、分散型台帳技術を用いたフェデレーション認証やラベリングサービスの共有によって、自動化が実現され独立したエコシステムを形成すること。

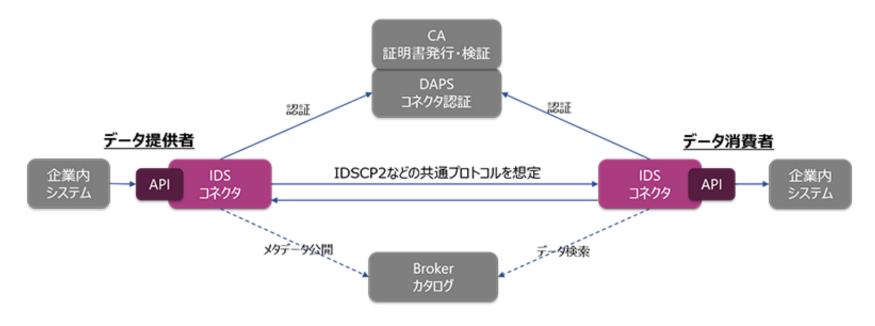
出所)Gaia-X、https://gaia-x.eu/what-is-gaia-x/about-gaia-x/、2023/12/26閲覧



2.1.3 データ流通

- Gaia-Xの中核を構成する技術の一つにIDSコネクターと呼ばれる技術が存在する。
- IDSコネクターは企業間におけるデータ共有の際プロキシとして作動するコンポーネントであり、 データ主権の維持を目的としている。コネクタそのもののアーキテクチャに関しては、リファレン スが示されているだけであるため、複数の機関によって実装に向けた取組が行われている。

IDSコネクタの利用イメージ



出所)NTTデータ、https://www.nttdata.com/jp/ja/data-insight/2022/0415/、2023/12/21閲覧 International Data Spaces Association、https://internationaldataspaces.org/wp-content/uploads/dlm_uploads/IDSA-Position-Paper-GAIA-X-and-IDS.pdf、2023/12/21閲覧

2.1.4 キャパシティビルディング

- 各国際機関は、越境貿易の電子化推進に向けて分析を行い、得られたレポートや情報を広く公開している。更に、各国が自国の電子貿易の進行状況を適切に評価できるよう、評価のための枠組みや基準を設けている。
- 能力開発の分野に関しては、ESCAPは、2020年より貿易の電子化を促進するため、各国の研究者への技術支援及び研修の実施、ワークショップの開催による各国の関係者へのケーススタディに基づいた政策立案についての議論の場の提供といった、キャパシティ・ビルディングの活動を展開している。
- 協議体に関してもESCAPは力を入れている。2015年以降、ESCAPは越境ペーパーレス貿易の円滑化について深めるべく、政府間ステアリング・グループを4回開催している。
- 2022年には、「アジア太平洋地域における越境ペーパーレス貿易の円滑化に関する枠組み協定の 常設委員会」の初会合で、枠組み協定の実施に向けた行動計画について協議が行われた。



参考. 国際機関の取組(1)サマリ

• 取り組みの一覧は以下の通り。

施策	取り組み	ESCAP	OECD	WTO	UNCTAD
分析·情報 提供	デジタル貿易規制分析に関するESCAP-OECDイニシアティブ (ESCAP-OECD Initiative on Digital Trade Regulatory Analysis)	•	•		
	デジタルと持続可能な貿易の円滑化:グローバルレポート (Digital and Sustainable Trade Facilitation - Global Report)	•			
	法的・技術的準備チェックリスト (Legal and Technical Readiness Checklists)	•			
	越境ペーパーレス貿易準備アセスメント (Readiness Assessments for Cross-Border Paperless Trade)	•			
	電子貿易準備アセスメント(eT Readies) (eTrade Readiness Assessments (eT Readies))				•
	eT Ready実装支援メカニズム(ISM) (eT Ready Implementation Support Mechanism (ISM))				•
	eTrade for All				•
	デジタル貿易の測定 (Measuring Digital Trade)		•	•	
	貿易ファシリティ指標 (Trade Facility Indicator)		•		
	加盟国による実施約束の進捗状況 (Progress on Implementation commitments by member)			•	



参考. 国際機関の取組(1)サマリ

• 取り組みの一覧は以下の通り。

	施策	取り組み	ESCAP	OECD	WTO	UNCTAD
ティ	ャパシ ィ・ビル ィング	キャパシティ・ビルディング・ワークショップ:デジタル貿易法の現状を知る (Capacity Building Workshop – Navigating Digital Trade Law Landscape)	•			
		アジア太平洋地域デジタル貿易規制統合イニシアティブ (Regional Digital Trade Regulatory Integration Initiative in Asia-Pacific)	•			
会記	養体	アジア太平洋地域における越境ペーパーレス貿易の円滑化に関する枠組み 協定の常設委員会の第一回会合 (First session of the Standing Committee of the Framework Agreement on Facilitation of Cross-border Paperless Trade in Asia and the Pacific)	•			
		越境ペーパーレス貿易円滑化に関する政府間ステアリング・グループ (Interim Intergovernmental Steering Group on Cross- border Paperless Trade Facilitation)	•			

参考. 国際機関の取組(2)分析と情報共有

● 各国際機関は、越境貿易の電子化推進に向けて分析を行い、得られたレポートや情報を広く公開している。更に、各国が自国の電子貿易の進行状況を適切に評価できるよう、評価のための枠組みや基準を設けている。これらの取り組みにより、全体のデジタル貿易の効率化とその普及が促進されることが期待されている。

取り組み	実施主体	概要
電子貿易準備アセスメント(eT Readies) (eTrade Readiness Assessments (eT Readies))	UNCTAD	2017年から始まり、29カ国において電子商取引発展における主要な障害と機会を特定している。多くの国々はeT Readiesの推奨事項の実施において大きな進歩を遂げている。
eT Ready実装支援メ カニズム(ISM) (eT Ready Implementation Support Mechanism (ISM))	UNCTAD	2020年に設立。ISMを通じて、国の所有権、包括性、結果に基づく管理の原則に基づいて、効果的な実施のための国内能力を構築するために、定期的な実施レビューが行われている。 2020年に実施された最初の実施レビューでは、13のeT Ready受益国の進展が把握され、これによりキャパビル、知識共有、ステークホルダーの参加活動がさらに推進され、国内及び地域開発アジェンダにおける電子商取引の認知度向上に寄与している。
eTrade for All	UNCTAD	2017年4月に開始された「eTrade for All オンラインプラットフォーム」を通じて、開発途上国と援助国が電子商取引の支援供給と需要をナビゲートし、トレンドとベストプラクティスを学び、さまざまなパートナーのイニシアチブとリソースの可視性を高める支援をしている。電子商取引の発展に特に関連する7つの主要な政策領域に焦点を当てている。(1) 電子商取引の準備評価と戦略策定; (2) 情報通信技術のインフラとサービス; (3) 貿易の物流と貿易円滑化; (4) 電子商取引のための支払いソリューション; (5) 法的・規制的枠組み; (6) 電子商取引のスキル開発; (7) 資金調達へのアクセス。



参考. 国際機関の取組(2)分析と情報共有

(つづき)

取り組み	実施主体	概要
デジタル貿易規制分析に関するESCAP-OECDイニシアティブ(ESCAP-OECD Initiative on Digital Trade Regulatory Analysis)	ESCAP·OECD 共同	アジア太平洋地域の政策立案者やアナリストが、エビデンスに基づく政策戦略を比較、ベンチマーク、策定するためのツールを開発し、地域のより包括的で持続可能な発展のためにデジタル貿易関連規制の枠組みの協力と調和を促進するために使用することを目的として、アジア太平洋地域のデジタル貿易規制に関するデータベースを整備している。
デジタルと持続可能な貿易の 円滑化:グローバルレポート (Digital and Sustainable Trade Facilitation - Global Report)	ESCAP	144ヶ国の貿易円滑化改革の進捗をレビューしている。分析は、一般的な貿易円滑化、デジタル貿易円滑化、持続可能な貿易円滑化、その他の貿易円滑化の4つのグループに分類された58の貿易円滑化措置に基づいている。各国と開発パートナーが貿易円滑化に対する前向きなアプローチをとること、進捗をより理解し監視すること、エビデンスに基づく公共政策を支援すること、ベストプラクティスを共有し、新たな能力開発と技術支援のニーズを特定することを目的としている。
法的・技術的準備チェックリスト (Legal and Technical Readiness Checklists)	ESCAP	アジア太平洋地域のペーパーレス貿易を促進する枠組み協定を支援するために開発さ れた法的・技術的準備チェックリスト。
越境ペーパーレス貿易準備アセスメント (Readiness Assessments for Cross-Border Paperless Trade)	ESCAP	上述した法的・技術的準備チェックリストに基づき、ペーパーレス貿易の準備評価は、各国が法的・技術的な準備状況の自己評価を行い、それに基づいて貿易のデジタル化に向けた推奨事項と個別の行動計画を立てることを可能にする。

参考. 国際機関の取組(2)分析と情報共有

(つづき)

取り組み	実施主体	概要
デジタル貿易の測定 (Measuring Digital Trade)	OECD·WTO· IMF共同	ハンドブック(2020年版が最新)を作成し、①デジタル貿易を定義するための概念フレームワークを提供し、これを基に国内の取組を推進できるようにすること、②ベストプラクティスを特定し開発するために使用できる、デジタル貿易やその次元の測定に関する国内外の既存の取り組みを共有するためのメカニズムを提供することを目的とする。
貿易ファシリティ指標 (Trade Facility Indicator)	OECD	2013年から始まり2年ごとに更新されているOECDの貿易円滑化指標(TFI)は、160以上の国・地域の国境手続き全体を評価するものである。各国はこのTFIを利用することで、貿易円滑化における自国の長所と課題を把握し、行動の優先順位を決定し、技術支援や能力開発を進めることが可能となる。各TFIは、実際の貿易に関連するポリシーと規則、その実施状況に関連する具体的な変数から成り立っている。
加盟国による実施約束の進捗 状況 (Progress on Implementation commitments by member)	WTO	貿易円滑化協定(TFA)の実装(Implementation)までの状況を可視化するために設定された指標。先進国は協定履行を約束済、開発途上国はTFAの項目を、実装が容易な順にカテゴリーA、B、Cで分けて実装状況を申告する。(通商白書2021では、貿易円滑化実行率として使われている)

2. 国際動向・ASEAN等の動向

参考. 国際機関の取組(3)キャパシティビルディング

● ESCAPは、2020年より貿易の電子化を促進するため、各国の研究者への技術支援及び研修の実施、ワークショップの開催による各国の関係者へのケーススタディに基づいた政策立案についての議論の場の提供といった、能力開発の活動を展開している。

取り組み	実施主体	概要
キャパシティ・ビルディング・ ワークショップ:デジタル貿易 法の現状を知る (Capacity Building Workshop - Navigating Digital Trade Law Landscape)	ESCAP	2022年12月14日にバンコクで開催され、国際貿易のデジタル化の初期段階でデジタル貿易法改革を支援する方法について議論した。地域や国の事例とそれに基づく政策選択の例示が行われ、ESCAPとUNCITRALが支援可能な法的環境整備が示された。
アジア太平洋地域デジタル貿 易規制統合イニシアティブ (Regional Digital Trade Regulatory Integration Initiative in Asia- Pacific)	ESCAP	ESCAPは、2020年からデジタル貿易関連の規制に関するデータや情報を収集するため、各国の研究者に技術支援とトレーニングを行っている。今後、アジア太平洋地域の後発開発途上国(LDCs)および中所得国(MICs)に対して、現在の規制インフラにおけるギャップ、デジタル貿易への対応の影響、規制協力におけるコミットメントの可能性を理解できるように、データベースに基づく能力開発支援を要請に応じて提供する予定である。

出所)各種公表情報より三菱総合研究所作成

2. 国際動向・ASEAN等の動向

参考. 国際機関の取組(4)会議体

● 2015年以降、ESCAPは越境ペーパーレス貿易の円滑化について深めるべく、政府間ステアリング・グループを4回開催している。2022年には、「アジア太平洋地域における越境ペーパーレス貿易の円滑化に関する枠組み協定の常設委員会」の初会合で、枠組み協定の実施に向けた行動計画について協議が行われた。

取り組み	実施主体	概要
アジア太平洋地域における越境 ペーパーレス貿易の円滑化に関す る枠組み協定の常設委員会の第一 回会合 (First session of the Standing Committee of the Framework Agreement on Facilitation of Cross- border Paperless Trade in Asia and the Pacific)	ESCAP	2022年12月12日から15日までの間に、バンコク及びオンラインでアジア太平洋地域の国境を越えたペーパーレス貿易を促進するための枠組み協定の、第一回常設委員会会議が開催され、2021年の発効以降の条約の実施が始まった。会議においては、枠組み協定の実施に向けた行動計画が協定第12条に従って議論された。
越境ペーパーレス貿易円滑化に関する政府間ステアリング・グループ (Interim Intergovernmental Steering Group on Cross- border Paperless Trade Facilitation)	ESCAP	2015年から2022年4月まで計7回の会議を開催し、主に①潜在的な政府間協定として、国境を越えたペーパーレス貿易の円滑化に関する地域的取り決めの草稿に更なる改善を行い、②国境を越えたペーパーレス貿易の円滑化に関する地域取り決め草案の実質的な条項の実施のためのロードマップ草案を作成することを目的とした。 ※Framework Agreement on Facilitation of Cross-Border Paperless Trade in Asia and the Pacific (CPTA)の発効により、2022年4月に終了

出所)各種公表情報より三菱総合研究所作成



2.1.5 サマリ(国際動向)

サマリ:

■ 国際的には電子的移転可能記録のモデル法(MLETR)の推進による貿易文書電子化や、データ項目の標準化を通じでデジタル化を推進している。サプライチェーンの観点では、グローバルサプライチェーンリスクへの対応や、データ流通について検討されている。

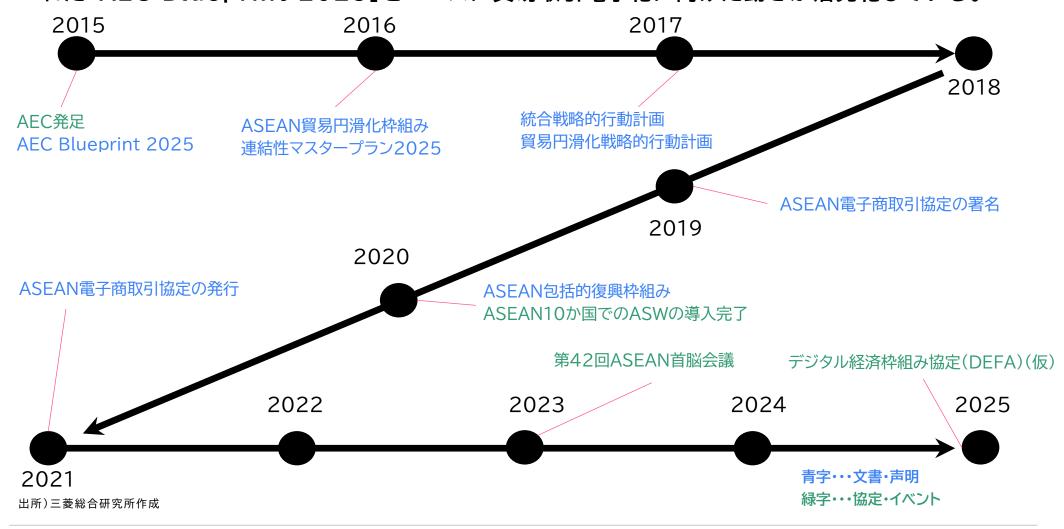
観点	概況
法制度・貿易文書の	 ● 2017年のUNCITRALモデル法の採択により、譲渡可能な文書(船荷証券(B/L)、手形等)に対して電子記録に法的効力が付与され、電子船荷証券の議論が加速化。シンガポールを始めとして7カ国がモデル法を採択し、国際商業会議所(ICC)は積極的に推進。
データ項目の標準化	ICCはDigital Roadmapを定め、貿易のデジタル化に向けた各国政府への政策提言を行っている。
	物流におけるデータ標準は国連CEFACT標準のEDIが普及している。商流の貿易文書のデータ項目標準化については、ICC、国連CEFACT等で議論が進捗中。
グローバルサプライ チェーンのリスク対応	● グローバルサプライチェーンのリスク増大(環境、人権、コロナや国際紛争による物流混乱等)により、人権・サステナビリティなど新たな社会価値への対応も重要なアジェンダとなっている。
データ流通● 欧州のGaia-Xでは、データ共有における標準ルールや統合インフラ、共通ユースケースを構築をユースケースとした事例もある)	
キャパシティビルディ ング	 貿易デジタル化に向けては国際貿易に関わるステークホルダーの認識向上が必要であり、主に国連アジア太平洋 経済社会員会(UNESCAP)がクロスボーダーの越境物流の円滑化の観点で、各種会議体を設け、キャパシティビ ルディングを実施。

出所)三菱総合研究所



2.2.1 政策動向 (1) ASEANの政策概要

● ASEAN域内では2015年にASEAN Economic Community(AEC)が発足、その後発行された「AEC Blueprint 2025」をベースに貿易取引電子化に向けた動きが活発化している。



2. 国際動向・ASEAN等の動向



2.2.1 政策動向 (2)AECの歴史

● 2015年以降に主要なビジョン、貿易円滑化の枠組み、行動計画が策定されている。

年	イベント	内容
2015	ASEAN Economic Community(AEC)の発足	経済連携協定の項目の深化を通じて、ASEAN域内の経済発展を目指して 形成された組織
2015	ASEAN共同体ビジョン2025およびAEC Blueprint 2025の発表	5つの戦略目標と30の主要分野を提示。このうちの一つに、貿易円滑化戦略が含まれており、ASEANシングルウィンドウの対象拡大が掲げられている
2016	ASEAN貿易円滑化枠組み(ATFF)の採択	a)税関と輸送の円滑化、b)貿易規制と手続の透明化、c)標準と適合性、d)民間セクターのエンゲージメントとビジネスの円滑化をスコープとして 定義
2016	ASEAN 連結性マスタープラン 2025を発表	既存の「ASEAN連結性マスタープラン」の後継文書
2017	AEC 2025 統合戦略行動計画(CSAP)の策定	AEC Blueprint 2025実現に向けた行動計画
2017	ASEAN経済大臣会議(AEM)にて、AEC2025 貿易 円滑化戦略的行動計画の採択	ATFFの条文で記載されていた行動計画。貿易取引コストを2020年までに10%削減することなどを目指す



2.2.1 政策動向(2)AECの歴史 貿易デジタル化関連の動き

- 過去5年間では、ASEAN電子商取引協定やACRFの採択、ASWの導入完了など貿易デジタル化に向けた取組が進められている。
- 2023年の第42回ASEAN首脳会議では、域内決済連結性の向上と自国通貨取引の推進に関する宣言が発表された。

年	イベント	内容
2019	ASEAN電子商取引協定(ASEAN Agreement on Electronic Commerce)が発効	電子媒体での商取引に関してペーパーレス貿易、個人情報保護などを定めた協定に各国が署名
2020	ASEAN包括的復興枠組み(ACRF)の採択	Covid-19のパンデミックによる社会・経済へのダメージからの復活を目指して優先的に取り組む分野を定めたもの。この枠組みには各加盟国にナショナル・デジタル貿易プラットフォームを設立することがイニシアチブとして含まれている。
2020	ASEAN10か国がASEAN Single Window (ASW)の導入を完了	原産地証明書の電子フォームでの取扱が開始
2021	ASEAN電子商取引協定(ASEAN Agreement on Electronic Commerce)が発効	電子媒体での商取引に関してペーパーレス貿易、個人情報保護などを定めた協定が発効



2.2.1 政策動向(3)イニシアティブの関係性

・・・戦略

***行動計画

AEC Blueprint 2025 (2015)

- ✓ ATIGA(2010)の強化
- ✓ AWSの対象拡大
- ✓ 原産地規則の簡素化
- ✓ AFAFGIT(2000)の運用促進

✓ 電子商取引

貿易円滑化に特化

電子商取引に特化

ASEAN貿易円滑化枠組み: ATFF(2016)

- ✓ ATIGAの取組強化
- ✓ AECの実現(貿易円滑化)

貿易円滑化戦略的行動計画(2017)

統合戦略行動計画: CSAP(2017)

部分的にAECが関連

AECより上位目標

ASEAN電子商取引協定(2021)

✓ AECの実現(電子商取引)

<u>電子商取引協定の実現に</u> むけたワークプラン(2021)

ASEAN包括的復興枠組み:ACRF(2020)

- ✓ Covid-19からの復興
- ✓ AEC/APSC/ASCCの横断的取組

ACRF実現計画(2020)

ASEAN連結性マスタープラン:MPAC(2016)

- ✓ ASEAN域内の戦略に関する上位目標
- / 部分的にAECが関連(既存の文書の更新版)
- ✓ 行動計画も内包

出所)各種ウェブサイトより三菱総合研究所作成



2.2.1 政策動向 (4)AEC Blueprint 2025

 AEC blueprint 2025は2015年11月の第27回首脳会議で採択され、5つの戦略目標と 30の主要分野から成る。なお、具体的な行動計画やスケジュールは2017年に発効となった統 合戦略的行動計画(Consolidated Strategic Action Plan: CSAP)に記載されている。

AEC Blueprint 2025

青字・・・貿易電子化に関連する分野

#	戦略目標	主要分野
1	高度に統合された経済	①物品貿易、②サービス貿易、③投資環境、④金融統合・金融包摂・金融安定化、⑤熟練労働者・商用訪問者の移動円滑化、⑥グローバル・バリューチェーンへの参画強化
2	競争力のある、革新的、ダイナミックなASEAN	①効果的な競争政策、②消費者保護、③知的財産権協力の強化、④生産性向上による成長、革新、研究開発など、⑤税制協力、⑥ガバナンス、⑦効率的・効果的・整合的な規制、⑧持続可能な経済開発、⑨グローバルメガトレンド、通商に関する新たな課題
3	連結性協力とセクター別協力	①交通運輸、②情報通信技術(ICT)、③電子商取引、④エネルギー、⑤食糧・農業・林業、⑥観光、⑦保健医療(ヘルスケア)、⑧鉱物資源、⑨科学技術
4	強靭かつ包摂的、人間志向、人間中心のASEAN	①中小企業強化、②民間セクターの役割強化、③官民連携(PPP)、④格差是正、⑤地域統合に向けた努力へのステークホルダーによる貢献
5	グローバルなASEAN	①域外国との経済連携協定の改善、協定未締結の対話国との経済連携の強化など

出所)ASEAN日本政府代表部、https://www.asean.emb-japan.go.jp/asean2025/asean2025_blueprint-aec.pdf、2023/12/26閲覧



2.2.1 政策動向 (4)AEC Blueprint 2025 中間評価

 ASEAN Economic Ministers(AEM)とAECが2021年4月にAEC Blueprint2025 の中間評価を発表した。従前、問題視されてきた評価制度(各国の自己申告であるため主観的な 評価)を見直し、複数の情報源からより中立的な評価を行っている。

AEC Blueprint 2025 中間評価(関連分野の抜粋)

#	戦略目標	主要な実績	ステータス
1	高度に統合された経済	✓ ASEAN貿易円滑化枠組み(ATFF)と貿易円滑化協定の実施✓ 原産地証明(Form D)の簡素化とASEAN全域での事故証明制度(AWSC)✓ ASWによるフォームDの交換	完了:60.3% 実施中:32.1% 未実施:6.8%
٠		✓ ASEAN包括的回復枠組み(ACRF)✓ クロスボーダー即時決済のためのASEAN決済政策枠組み 等	7N7C/JET 0.070
3	連結性協力とセクター別協力	✓ ASEAN電子商取引調整委員会の創設	完了:52.0%
		✓ ASEANデジタル統合枠組み✓ ASEAN電子商取引協定の調印✓ 個人データ保護に関するASEAN枠組み	実施中:34.9% 未実施:10.8%
•		▼ 個人アータ保護に関するASEAN作組の ▼ ASEANデジタルマスタープラン2025	

出所)ASEAN日本政府代表部、https://www.asean.emb-japan.go.jp/asean2025/asean2025_blueprint-aec.pdf、2023/12/26閲覧



2.2.1 政策動向 (5) ASEAN包括的復興枠組み (ACRF)

● 2020年11月の第37回首脳会議において、パンデミック危機からの包括的な出口戦略として、「ASEAN包括的復興枠組み(Comprehensive Recovery Framework)が採択された。

ASEAN包括的復興枠組み

青字・・・貿易電子化に関連する分野

#	戦略	主な内容	
1	高度に統合された 経済	■ 現在の健康増進や健康対策の構築と維持、不可欠な医療サービスの維持と強化■ ワクチンへの平等なアクセスと安全性の強化	■ 医療人材の能力向上■ 緊急時の食品安全性や栄養などを含む公衆衛生サービス能力の強化
2	競争力のある、革新 的、ダイナミックな ASEAN	■ 特に脆弱な層のための社会的保護・社会福祉を強化■ 食料安全保障、食品安全・栄養の強化	■ 人材開発、ニューノーマルに対応した労働政策の強化■ 感染症対応と復興の過程での男女平等、強靭な地域の実現に向けた人権保護
3	連結性協力とセク ター別協力	■ 貿易・投資拡大のための市場開放を継続■ サプライチェーンの接続性と強靭性の強化、ニューノーマルにおける貿易促進■ 非関税障壁の削減、貿易書類・手続きのデジタル化、交通・地域の接続性	■ パンデミックによって最も影響を受けたセクター(観光、零細・中小企業)の回復に向けた支援強化■ 地域の接続性に向けたPPPの強化■ 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の早期発効
4	強靭かつ包摂的、人間志向、人間市の ASEAN	第4次産業革命への対応電子商取引とデジタル経済の推進、電子政府と電子サービスデジタル金融サービスや域内決済の接続性を通じた金融包摂の推進	申小企業のDXのためのデジタルプラットフォームの提供やデジタル技術およびフィンテックの提供教育における情報通信技術(ICT)の活用法的枠組み、制度面での能力、データガバナンス、サイバーセキュリティーの改善・強化
5	グローバルな ASEAN	■ あらゆる局面でサステナブルな開発を推進■ 持続可能なエネルギーへの移行、グリーンインフラの構築、基本的なインフラギャップへの対応	■ 高付加価値産業、農業の生産性向上、災害リスクの管理強化■ 持続可能で責任のある投資の推進、サステナブルファイナンスの推進

出所)JETRO、https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/66d71da1cefb6879.html、2023/12/26閲覧



2.2.1 政策動向(6)ASEAN電子商取引協定

2021年ASEAN電子商取引協定(ASEAN Agreement on E-Commerce)が発効となった。
 この協定はASEAN域内での電子商取引の円滑化ならびに電子商取引の信頼性確保、域内での包括的な成長と経済格差の是正を目的としている。

対象範囲

#	項目
1	ICTインフラ
2	教育と技術コンピテンシー
3	オンライン消費者保護
4	電子商取引法規制枠組み
5	電子取引のセキュリティ(オンライン個人情報保護)
6	電子支払と電子決済
7	貿易円滑化
8	知的財産権
9	競争力
10	サイバーセキュリティ
11	電子商取引円滑化のためのロジスティクス

特長

- ✓ CPTPP、日EU・EPAで規定されている電子的転送に対する関税の不賦課、ソースコード開示要求の禁止などは含まれない。
- ✓ 電子商取引に関する幅広い分野を対象に[第9条電子決済]、[第10条物流]、[第11条ステークホルダーとの関係強化]など、CPTPPや日EU・ EPAでは対象となっていない、電子決済、物流、ステークホルダーとの関係強化も協定で定めている。
- ✓ カンボジア、ラオス、ミャンマーの後発加盟国については、電子許可・電子 署名(7条2項)、オンライン消費者保護(7条3項(b))の2つの義務を発 効から5年間免除することを規定。
- ✓ ASEAN日本人商工会議所連合会(FJCCIA)とJETROは2022年に ASEANの日系企業がASEAN電子商取引協定の恩恵を受けられること を目的として要望と提案を提出している。

出所)JETRO、https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/04/1dd3d95f7b6c134c.html、2023/12/26閲覧



2.2.1 政策動向(7)デジタル経済枠組み協定

- 2023年8月に実施された第55回ASEAN経済大臣会合において、デジタル経済枠組み協定 (DEFA)に向けた研究が正式に承認され、9月には経済大臣による交渉が開始された。
- 2025年のDEFAの交渉の妥結を目指して協議が進められる。

DEFAの概要

項目	内容
目的	貿易の成長を加速し、相互互換性を強化し、安全なオンライン環境を構築し、中小零細企業(MSMEs)の参画を増や すことで、ASEAN全体の企業と利害関係者の能力を強化する
経緯	2021年10月:バンダルスリブガワアン宣言にて、DEFA妥結に向けた研究着手に合意 2023年8月:ASEAN経済大臣会合にて、DEFAに関する調査を正式に承認 2023年9月:第23回AEC評議会にて、DEFAに向けた交渉開始に合意 2025年(予定):DEFAの妥結
導入フェーズ	 Recovery(2021-2025) Acceleration(2022-2024) Transformation(2025)
期待される効果	2030年までにデジタル技術の活用で約3000億USD~1兆USDの経済成長が見込まれているが、DEFAの適用によりこれが2兆USDまで増加する可能性がある
協定のスコープ	デジタル貿易やクロスボーダー電子商取引(EC)、支払と電子インボイス、デジタルIDと認証、オンライン安全性とサイバーセキュリティ、クロスボーダーデータフロー、データ保護など

出所)ERIA、https://www.eria.org/uploads/media/policy-brief/FY2023/Understanding-the-ASEAN-Digital-Economy-Framework-Agreement.pdf、2023/12/21閲覧



2.2.1 政策動向 (8) ASEAN域内でのイニシアチブ

● ASEAN域内ではASWのみならず複数のイニシアチブが立ち上がっており、ASEAN域内の経済統合に向けた取組が行われている。

…AECの目標を進める上で柱となる4つの法的枠組み

イニシアチブ(和名)	イニシアチブ(英名)	署名時期	内容
ASEAN貿易サービス 協定	ASEAN Trade in Services Agreement (ATISA)	2020年10月	- 包括的なサービス分野の協定。内国民待遇など具 体的な規律を制定。
ASENA物品貿易協定	ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)	2009年2月	- 物品の自由な移動の実現に向けた基本的協定
ASEAN包括的投資協 定	ASEAN Comprehensive Investment Agreement(ACIA)	2009年2月	- 投資保護だけでなく自由化、円滑化を目的とする 協定。
ASEAN電子商取引協 定	ASEAN e-commerce Agreement	2019年1月	- ASEAN域内での電子商取引の円滑化ならびに電 子商取引の信頼性確保
原産地自己証明制度	ASEAN-Wide Self Certification(AWSC)	2020年9月	- 認定された輸出者に限り、原産地の事故証明が可 能になる制度
ASEAN税関トラン ジットシステム	ASEAN Customs Transit System(ACTS)	2021年8月	 陸上輸送について、効率化を目的としているシステム。陸続きの国の間で、トラックの積み替え作業などが不要になる。 陸続きのタイ、マレーシア、シンガポール、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの7か国で導入。

出所)世界経済評論IMPACT、http://www.world-economic-review.jp/impact/article2356.html、2023/12/26閲覧



2.2.2 ASEAN Single Window (1)概要

 貿易取引の円滑化に向けてASEAN Single Window(ASW)が導入された。2020年には ASEAN各国のNational Single Window(NSW)との接続を完了している。

背景

- ASWは、各ASEAN加盟国(AMS)のナショナル・シングル・ウィンドウ(NSW)を接続・統合し、ASEAN税関申告書 (ACDD)、e-Phyto証明書などの交換を取り扱う。2003年のASEAN首脳会議で導入が決定され、AWSSCが推進。
- 2018年、一部のASEAN加盟国(AMS)間で電子原産地証明書(ATIGA e-Form D)の交換が開始された。
- 2019年末には10カ国すべてのAMSがASWに加盟した。
- 2021年、AMS間でASEAN通関申告書類(ACDD)の交換が開始された。

導入効果

- コスト削減効果は40億ドル(2023年4月までの累積)
- 輸送期間は、平均で4日間削減

出所)APEC (ASEAN Secretariat), ASEAN Single Window (2021), http://mddb.apec.org/Documents/2021/CTI/TF-WKSP3/21 cti tf wksp3 006.pdf, 2023/12/23閲覧

U.S. Mission to ASEAN, ASEAN Single Window Symposium (Press Release on April 5, 2023), Targets Expanded Trade, Learning from Trader Survey Findings, https://asean.usmission.gov/press-release-asean-single-window-symposium/, 2023/12/23閲覧ASEAN, ASEAN Single Window, https://asean.org/our-communities/economic-community/asean-single-window/, 2023/12/23閲覧

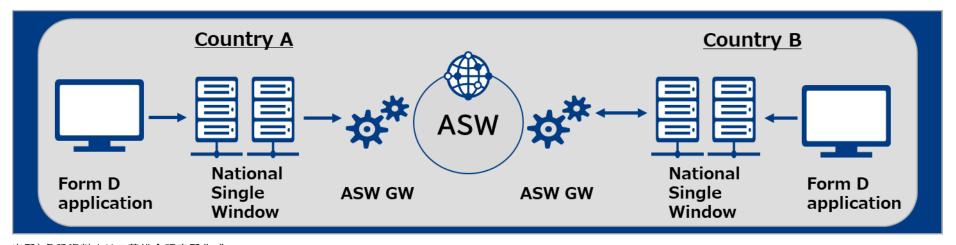


2.2.2 ASEAN Single Window (1)概要

● 各国のNSWはASWのゲートウェイを介して、ASWに接続を行いネットワーク上で対象となる書類の送受信を行う。

e-ATIGA Form Dの例

- e-ATIGA Form Dとは、ASEAN物品貿易協定における原産地証明書を指しており、各国のNSWからASW GWを介してASWに接続し、この文書を電子的に取り扱っている。
- 電子フォームを用いて取引を行った輸入業者は輸入関税優遇を受けることができる。



出所)各種資料より三菱総合研究所作成

出所)シンガポール税関、https://www.customs.gov.sg/files/businesses/asw-infograhic-myanmar-lao.pdf、2023/12/23閲覧 USAID、https://asean.usmission.gov/press-release-asean-single-window-symposium/、2023/12/23閲覧



2.2.2 ASEAN Single Window (2)取り扱い文書

● ASWで取り扱われる文書の概要を示す。

文書名(和名)	文書名(英名)	内容
電子原産地証明書	e-ATIGA Form D	 ASEAN物品貿易協定(ATIGA)に基づき、ASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area: AFTA)で特恵関税を享受するために利用する原産地証明書(Form-D)のことを指す。 2020年1月から9か国で導入、遅れていたラオスも2020年8月に正式に導入し、10か国による運用が開始した。
ASEAN通関申告書類	ASEAN Customs Declaration Document(ACDD)	 ASEAN 加盟国 (AMS) の間で、輸入国税関のリスク管理、スムーズな輸入通関申告の審査、その結果としての迅速な通関許可発給を可能にするために、輸出申告内容から特定の15 項目を、輸出入関係者の承諾の下に、輸出国税関からの輸入国税関に先行情報として連絡する制度。 2023年8月のAEM会合で、ラオスを除くASEAN9か国がこの取組を導入したことが確認された。
電子植物検疫証明書	Electronic Phytosanitary Certificate(ePhyto)	 植物検疫証明書(Phyto)は、農作物の輸出時に、病害虫の付着がないことなど、輸入国が求める事項を満たしていることを証明するために、輸出国の植物検疫当局が発給する書類。 2021年1月には、e-Phytoの証明書のデータ構造が最新の国際標準と合致させることを目的にワークショップを実施。
電子動物保護証明書	Electronic Animal Health (e-AH)	動物と動物製品の貿易に用いられる証明書。導入検討中。
電子食品安全証明書	Electronic Food Safety(e-FS)	• 食品の貿易に用いられる証明書。導入検討中。

出所)ASEAN Single Window、https://asean.org/our-communities/economic-community/asean-single-window/、2023/12/26閲覧



2.2.3 国際協力(1)自由貿易協定(FTA)

 ASEANが関連する自由貿易協定の一覧を示す。中国ASEAN自由貿易協定に従い、中国と ASEAN間での、電子的な原産地証明書の交換等の取組が進めている。直近では、日インドネシア 間でも原産地証明書の電子的な交換が可能となっている。

略称	正式名称	タイムライン	参加国	内容
RCEP	東アジア地域包括的経済連携	2020年10月署名 2022年1月発効(10か国)	ASEAN10か国、日本、中国、韓国、 オーストラリア、ニュージーランド	関税撤廃に加え、原産地規則や貿 易円滑化、電子商取引に関する取 り決めも盛り込まれている
CPTPP (TPP11)	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定	2016年2月署名(12か国) 2017年1月米国脱退 2018年3月署名(11か国) 2018年12月発効	<u>ブルネイ、シンガポール、ベトナム</u> 、 <u>マレーシア</u> 、カナダ、チリ、メキシコ、 ニュージーランド、ペルー、日本、 オーストラリア	世界のGDPの12.1%を占める巨 大貿易経済圏。2023年には英国 の加盟に向けた検討が進められて いる。
ATIGA	ASEAN物品貿易協定	2009年2月署名 2010年8月発効 2022年3月見直し交渉を開始	ASEAN10か国	1993年に発効されたAFTA- CEPT協定に盛り込まれていな かったルールを一本化したもの。 原産地証明書電子化の取組と関連 している
ACFTA	中国ASEAN自由貿易協定	2015年11月変更議定書署名 2019年8月発効	ASEAN10か国、中国	ASEANと中国の包括的経済協力 枠組協定で、最大規模のもの。
AJCEP	日ASEAN経済連携協定	2008年4月署名 2008年12月発効(5か国)	ASEAN10か国、日本	日本にとって初の多国間でのFTA。 カンボジア、ラオス、ミャンマーとは 初のFTA。
FTAPP	アジア太平洋自由貿易圏	実現に向けて検討中	APEC参加の21の国・地域 (ASEANからは <u>ブルネイ、インドネ</u> <u>シア、マレーシア、シンガポール、タ</u> <u>イ、ベトナム</u>)	APECによって主導される自由貿 易圏の取組。CPTPP、RCEPを包 括するものとして提唱されている。

※CPTPPが正式名称であり、TPP11はアメリカ脱退後の11か国を強調して用いられる通称である。

出所)各種資料より三菱総合研究所作成



2.2.3 国際協力 (2) TradeTrust Framework

- シンガポールでは、情報通信メディア開発庁(IMDA)の主導で、デジタル貿易に用いられるドキュメントの信頼性、出所、所有権の証明を提供する相互運用可能なフレームワークである TradeTrust Frameworkを開発した。
- 2021年にシンガポールで採用されたMLETRの要件を満たすように開発されており、法制度整備をシステム要件に含めて実現した革新的な仕組みである。

TradeTrust Frameworkの概要

項目	内容	
開発の歴史	2019年:IMDA、海事港湾庁、シンガポール船主協会、税関によるMOUの締結、開発開始 2021年:IMDA、シンガポール金融管理局(MAS)、民間事業者と連携してパイロット事業を実施	
機能概要	 1. 法的調和(Legal Harmonisation) : MLETRへ準拠することで、国際的な法的効力を担保する 2. 標準開発(Standards Development) : TradeTrustが準拠とすべき国際標準を開発する 3. 認定制度(Accreditation Structure) : 法的要件を満たすソリューションを認証する 4. オープンソース(Software Component) : TradeTrustのネットワークと連結可能なオープンソースのソフトウェア群を具備する 	
利用料	無料(ただしブロックチェーンの利用手数料は少額発生)	
利用者	船社、荷送人/荷受人、ロジスティクスサービス事業者、金融機関、政府当局	
利用イメージ	ミドルウェアサービスとして自社内のシステムと接続して利用。書類の真正性がEthereumのブロックチェーンで担保されるため、電子的な貿易文書の信頼性が向上する	

出所)IMDA、https://www.imda.gov.sg/how-we-can-help/international-trade-and-logistics/tradetrust、2023/12/26閲覧 WTO、https://www.wto.org/english/res_e/reser_e/pres_loh.pdf、2023/12/26閲覧



2.2.4 ASEAN-BAC (1)

● 下表はASEAN-BACの2015年から2022年のレガシープロジェクト*のリストである。

*ASEANビジネス諮問委員会(ASEAN-BAC)は、2001年のASEAN首脳会議に設立され、ASEAN経済統合に向けた取り組みを推進するため、民間セクターからのフィードバックやガイダンスを提供することを任務としている。また、それぞれの国がASEANの議長国を務める際に、レガシープロジェクトを発足させ、各国でそのイニシアチブを推進している。

年	国	レガシープロジェクト	内容	本プロジェクト との関係性
2015	マレーシア	ASEAN Financial Inclusion Solutions (AFIS)	フィンテックのソリューションの推進(クロス ボーダー、金融包摂)	_
2016	ラオス	Laos Logistics Link	中国とタイの鉄道・輸送網の整備	- (物理インフラとして は関係)
2017	フィリピン	ASEAN Mentorship for Entrepreneurs Network(AMEN)	ASEAN域内の起業家に対するメンターシッ ププログラムの提供	√ :キャパシティビル ディング
2018	シンガポール	SGConnect	スーパーポート(物流拠点及び関連する手続 きの効率化)の整備。ベトナム及び他ASEAN 諸国ヘシンガポールのノウハウを展開	✓:物理インフラ、貿易 手続きの効率化
2019	タイ	Enhancement of Digital Trade Connectivity	デジタル貿易の連携の促進	√ :本プロジェクトと連 携
2020	ベトナム	Digital Startups Towards ASEAN Resilience and Sustainability	スタートアップの推進(サステナビリティや強 靭性強化)	- (プロジェクトを再構 築中)
2021	ブルネイ* ¹	AKREDI	ブロックチェーンを活用した検疫証明書の実 証実験	✓:貿易のデジタル化を 検討
2022	カンボジア	ASEAN A.C.T : Addressing Challenges Together	現状のレガシープロジェクトとのシナジーの 検討	_

^{*1.}本件に関連して2023年のBorneo Business Roundtableではブルネイが中心となり、ボルネオ島の経済活性化のための貿易や投資のイニシアチブとしてDagang Borneo プロジェクトを進めている。

出所)ASEAN BAC、https://asean-bac.org/index.php/legacy-project/、2023/12/26閲覧



2.2.4 ASEAN-BAC (2)

● インドネシアは2023年のASEAN議長国として8つのレガシープロジェクトを設定。

#	レガシープロジェクト	内容	本プロジェクト との関係性
1	ASEAN QR Code	中小企業(を利用する国民)がクロスボーダー決済を可能とする めの統一的なQRコードの基準の設定と推進	_
2	Marketplace Lending Platform	中小企業のための融資プラットフォームの展開	_
3	Wiki Entrepreneur	中小企業の起業家間をつなげるネットワークの構築	_
4	ASEAN Net Zero Hub	ステークホルダー間で知識やベストプラクティスを共有するため のプラットフォームの構築	-:間接的な目的としては関 係)
5	Carbon Center of Excellence	ステークホルダーが知識とベストプラクティスを共有するための プラットフォームの構築(気候変動目標)	-:間接的な目的としては関 係)
6	ASEAN One Shot Campaign	定期予防接種(Covid-19を想定)の範囲を拡大し、恒久的な解 決策を提供することを目的とした予防プログラム	_
7	Inclusive Closed-Loop Model for Agricultural Products	農業商品や販売に関わるステークホルダーの協力を得て包括的 なモデルを構築する	_
8	ASEAN Business Entity	ASEAN域内の投資活性化のためのインセンティブの提供	✓:貿易と投資のプライオリティの下、設定されたアジェンダ

出所)ASEAN BAC Indonesia 2023、https://aseanbacindonesia.id/#、2023/12/16閲覧

2. 国際動向・ASEAN等の動向



2.2.4 ASEAN-BAC (3)

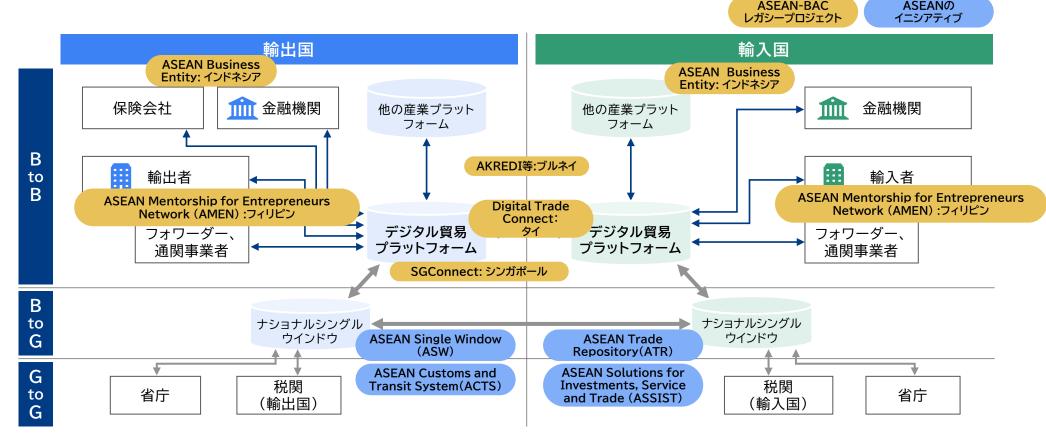
● 各国のASEAN-BACレガシープロジェクト関係者へのヒアリング概要は以下の通りである。

#	国	レガシープロジェクト	ヒアリング実施日	ヒアリング概要
1	フィリピン	ASEAN Mentorship for Entrepreneurs Network (AMEN)	2023/7 2023/11	AMENはフェーズ2のプロジェクトを遂行しており、日ASEAN統合基金(JAIF)でサポートされている。本プロジェクトにおいて、輸出入事業者(中小企業)へのキャパシティビルディングが可能であり、2024年以降のフェーズ3に向けて本プロジェクトとの連携についても高い関心がある。
2	シンガポール	SGConnect	2023/6	ASEANスマートロジスティクスネットワークの実現に向けて、シンガポールから各国に向けて技術協力や出資・投資を行い、ロジスティクスパークを整備。投資関係で日系企業等外資企業の誘致に関心がある。
3	ブルネイ	AKREDI、 Dagan Borneo	2023/7 2023/12	2021年はAKREDIと呼ばれるブロックチェーンを活用した検疫 証明書の実証を実施。2023年にイニシアティブをDagan Borneoとして拡張させ、ボルネオ島の貿易活性化に向けたデジ タル貿易プラットフォームの導入を検討中。本プロジェクトへも高 い関心がある。
4	タイ	Digital Trade Connect	2023/8 2023/10	APECとASEAN双方におけるデジタル貿易に向けた取組や知見を共有することで、各国事例から教訓を得て自国のデジタル貿易の取組に反映させることを目的として、この取組が開始された。
5	インドネシア	関連レガシープロジェクト	2023/6 2023/8	インドネシアでは8つのレガシープロジェクトを設定しており、貿易・投資のプライオリティ等に関連性がある点を共通認識とした。 また、本イニシアティブに関してはサポーティブであり、インドネシアとしてのメリットを理解するため実証等に関心を示していた。



2.2.4 ASEAN-BAC (4)

ASEANの貿易連携性強化のためのイニシアティブとASEAN-BACレガシープロジェクトは、域内の貿易デジタル化の取組と密接に関連している。本プロジェクトとの関係性が深いASEAN-BACレガシープロジェクトとの連携することで貿易デジタル化の推進が可能となる。



出所)三菱総合研究所



2.2.5 サマリ(ASEANの動向)

サマリ:

- ASEAN各国では、AECを軸に、ASEANシングルウインドウ等、貿易取引電子化に向けた動きが推進されているがBtoB領域の貿易デジタル化の取組は限定的。
- 国際協力に関してはFTAに沿った原産地証明書等の電子的な交換が中心に進められている。
- ASEAN-BACレガシープロジェクトにおいて貿易デジタル化の検討が進められている。

観点	概況
政策	● ASEAN域内では2015年にASEAN Economic Community(AEC)が発足、2017年に発行された「AEC Blueprint 2025」をベースに貿易取引電子化に向けた動きが推進されている。
ナショナルシングル ウインドウとASEAN シングルウインドウ	 各国のナショナルシングルウインドウの整備は一巡しており、ASEANシングルウインドウ(ASW)の導入もされており、域内の貿易協定の活用による貿易活性化、貿易手続きの円滑化やコスト削減に寄与している。 ASWで取り扱われる文書は原産地証明書や検疫証明、通関申告書類等である。一方でASEAN域外との相互互換性は課題である。
国際協力の取組	 ASEAN域内では各国ともに自由貿易協定を進めており、原産地証明書をASWで交換できる仕組みが協定の適用を推進している。 シンガポールの情報通信メディア開発庁(IMDA)は、TradeTrust Frameworkの普及を進めており、MLETRの要件を満たす形で、記録の移転をブロックチェーンを利用して耐改ざん性を持ったオープンソースとして普及を試みている。
ASEAN-BAC	ASEAN-BACのレガシープロジェクトにおいてはタイによる貿易デジタル化のイニシアティブが立ち上がり、その他の関係するASEAN-BACの取組の中でも貿易のデジタル化はキーアジェンダになりつつある。



2.3.1 政策動向 (1) APEC概要

- APECはアジア太平洋地域の経済統合及び経済協力のための枠組みとして、1989年に開始された。現在、APECには21の国・地域が参加しており、ASEANからはブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナムの7か国が参加している。
- APECの組織内には貿易・投資委員会が設置されており、貿易・投資の自由化・円滑化に向けた 取組が行われている。

APECの概要

- アジア太平洋地域の21の国と地域(エコノミー)が参加する 経済協力の枠組み。
 - (1989年に閣僚会議として開始。1993年から首脳会議も開催。事務局はシンガポールに所在。)
- アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・ 投資の自由化・円滑化や地域経済統合の推進、経済・技術協力等の活動を実施。
- APECビジネス諮問委員会(ABAC)が、ビジネス界の重視 する課題を首脳に直接提言。

貿易・投資委員会傘下の小委員会

- ビジネス関係者の移動に関する専門家会合(BMG)
- デジタル経済運営グループ(ECSG/DESG)
- サービス・グループ(GOS)
- 投資専門家会合(IEG)
- 知的財産権専門家会合(IPEG)
- 市場アクセス・グループ(MAG)
- 基準・適合性小委員会(SCSC)
- 税関手続小委員会(SCCP)

出所)財務省、https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/international/apec/apec_economies.pdf、2023/12/26閲覧財務省、https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100130972.pdf、2023/12/26閲覧



2.3.1 政策動向 (2) APECの歴史

● 1989年に12の国でAPECが発足した。2006年からはFTAAPに向けた取組を始め、地域的な自由貿易圏の実現に向けた取組が進められてきた。

年	イベント	内容
1989	APECの発足	発足当初はASEAN6ヶ国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア)、韓国、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、米国、日本の12のメンバーで構成。
2006	APEC首脳会議においてアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)構想の発表	この会議において、長期的な展望としてアジア太平洋の自由貿易圏を形成し、 そのための方法および手段について研究を実施するということで、各首脳の 意見が一致した。
2011	CBPR(Cross Border Privacy Enforcement Arrangement)システムの制定	越境個人情報保護を目指して、国境を越えたデータフローに対してもAPEC プライバシー原則に基づき情報が保護されるための制度
2012	FTAAP実現に向けた能力構築として「地域経済統合能力構築イニシアチブ(CBNI)枠組行動計画」を 策定	FTAAP追求のための能力構築活動。この行動計画に沿って、日本は複数の ワークショップを実施している。
2014	APEC首脳会議において、「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」が採択	「FTAAP実現に関連する課題にかかる協働の戦略的研究」を始めることを決定。この戦略的研究は、APEC貿易・投資委員会と高級実務者会合が毎年進展をレビューし、コンセンサスに基づく報告書を完成させ、2016年末までに閣僚および首脳に提出する。
2016	「FTAAPに関するリマ宣言」の採択	「FTAAP は TPP や RCEPを含む地域的枠組みを基礎に構築される」ことを再確認し、「TPP 参加国による国内発効手続きの完了、RCEP 交渉の加速化に向けて努力する」との認識を共有。米国のTPPからの脱退が背景。



2.3.1 政策動向 (2) APECの歴史

- 過去5年間でも継続してFTAAPの実現に向けた取組が進められてきたものの、国際関係の悪化に 伴い議論の進捗は鈍化している。
- 直近の首脳会議はサンフランシスコで実施され、優先課題の一つである相互連携に向けた取組として、「サプライチェーン強靭性の強化」や「デジタル貿易の促進」が注力分野として挙げられた。

年	イベント	内容
2017	APEC首脳会議においてAPEC越境電 子商取引円滑化枠組が承認	透明で予測可能な越境EC法規則の整備を掲げている。(詳細は後述)
2018	APEC首脳会議史上初、首脳宣言の採 択を断念	貿易や地域協力などのアジェンダで米国と中国の意見が対立し、議長国のパプア ニューギニアが首脳宣言の採択を断念。
2020	プトラジャヤ・ビジョン2040の発表	貿易・投資の自由化、デジタル経済とイノベーション、持続的で包摂的な成長を柱として「2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱(きょうじん)かつ平和なアジア太平洋共同体とする」理念を掲げる
2021	アオテアロア行動計画の策定	プトラジャヤ・ビジョン2040の実施計画として採択。
2022	タイ・バンコクにて4年ぶりにAPEC首 脳会議を開催	APEC首脳宣言やバイオ・循環型・グリーン(BCG)経済に関するバンコク目標が採択。
2023	サンフランシスコにてAPEC首脳会議を 開催	テーマは「全ての人々にとって強靭で持続可能な未来を創造」であり、①相互連結②革新性③包摂性の3点が優先課題と設定されて議論が行われた。



2.3.2 域内連携の強化の取組 (1) FTAAP

● 2006年のAPEC首脳会議において、加盟国間の自由貿易圏の形成を目指してアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)が提唱された。

概念

- TPPやRCEPなどの既に進行している地域的な経済連携協定の上にFTAAPを形成していくことを基本方針としている。
- 2006年の首脳会議では米国がFTAAPの構想を提案したが、これには東アジア地域主義の台頭を懸念していた背景があり、ASEAN+3やASEAN+6など米国を排除した広域FTAをけん制する狙いがあったと言われている。
- その後TPPやRCEPが発足したが、TPPは当時米国主導で進められ、これに対抗してRCEP構想を中国が進め、東アジア 広域FTAの交渉を進めてきた。

直近の動向

- 2022年11月に行われたAPEC首脳会議では、ロシアのウクライナ侵略を非難する日米とロシアの意見が対立。
- 参加国による「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)」の実現に向けた研究の加速や、自由で開かれた公正な貿易・投資環境の確保については合意が固まった模様。

出所)国際貿易投資研究所、https://www.iti.or.jp/kikan100zoukan/100umada.pdf 、2023/12/26 閲覧



2.3.2 域内連携の強化の取組 (2)APEC越境電子商取引円滑化枠組

● 2017年のAPEC首脳会議において、APEC越境電子商取引円滑化枠組み(APEC Cross-Border E-Commerce Facilitation Framework)が採択された。

目的

- ① 予測可能性、透明性、安全性、公正な競争及び一貫性を促進するために、電子商取引に有利な規制エコシステムを構築する
- ② 国境を越えた電子商取引を促進するための情報通信技術基盤の整備を促進する
- ③ グローバルな商取引への企業の参加、特に中小企業の参加を奨励し促進する
- ④ 消費者保護を含む、官民の協力関係の強化
- ⑤ 地域の貿易・投資円滑化に貢献し、ボゴール目標および2020年以降のビジョンの達成を支援する

枠組を構成するアジェンダ

#	アジェンダ
Α	透明性が高く予測可能な法的・規制的アプローチと対策を推進する。越境電子商取引を促進するために、ビジネスフレンドリーかつ一貫 性のある透明で予測可能な法的アプローチと規制を促進する
В	APECエコノミーがMSMEsのグローバル市場や地域市場への越境EC参入を支援できるよう、キャパシティ・ビルディングを強化する
С	既存のAPECプログラムの実施拡大による越境データプライバシー保護の強化
D	地域内での越境ペーパーレス貿易の円滑化
Ε	国境を越えた電子商取引における新たな課題、横断的な課題への対応

2.3.3 法制度・規制の調和 (1) 越境プライバシールール制度 (CBPR)

● CBPR(Cross Border Privacy Rules/APEC越境プライバシールールシステム)は、企業等の越境個人データの保護に関して、APECプライバシー原則への適合性を認証するシステムであり、2011年に合意され、2022年には独立した新フォーラム(仮称Global CBPR)が立ち上げられた。

概要図



- ✓ 参加国の企業はアカウンタビリティ・エージェントと呼ばれる認証機関で、CBPRシステムの要求事項に適合しているか審査を受ける。
- ✓ CBPRの認証を有する機関のみがCBPRのルール に則って、クロスボーダーで個人情報のデータ送受信 を行うことができる。
- ✓ 現在は米国、カナダ、メキシコ、韓国、台湾、シンガポール、フィリピン、オーストラリア、日本の9か国が参加

出所)JIPDEC、https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr.html、2023/12/26閲覧 JETRO、https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/3ccb8aec46cb51c6.html、2023/12/26閲覧 CBPR、http://cbprs.org/about-cbprs/、2023/12/26閲覧

2. 国際動向・ASEAN等の動向

2.3.3 法制度・規制の調和 (1) 越境プライバシールール制度 (CBPR)

● 2022年に形成されたGlobal CBPRでは以下の目的に沿って、国際的なルール策定を進めている。

最近の動き(Global CBPR)

- ✓ 現在の9か国の参加国のうち、カナダ、日本、韓国、フィリピン、シンガポール、台湾、米国の7か国は、独立した新フォーラム としてGlobal CBPR(仮称)を立ち上げた。
- ✓ 安全性が確保された個人データの越境移転について、第三者機関による企業認証に対するニーズが増していることが背景 にあり、APECの枠にとらわれないフォーラムを目指している。目的は以下の5点である。

#	目的
1	APEC越境プライバシールール(CBPR)システム及び処理者向けプライバシー認証(PRP)システムをベースとした、国際的な認証システムを設立すること
2	Global CBPRシステム及びPRPシステムを通じて、データの自由な流通と効果的なデータ保護及びプライバシーを支えること
3	Global CBPRシステム及びPRPシステムに関する事案について情報交換及び連携のためのフォーラムを提供すること
4	ベストプラクティスに沿ったGlobal CBPRやPRPプログラム要件を確保するためにメンバーのデータ保護及びプライバシーの水準 を定期的にレビューすること
5	他のデータ保護及びプライバシー枠組みとの相互運用性を促進すること

出所)JIPDEC、https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr.html、2023/12/26閲覧
JETRO、https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/3ccb8aec46cb51c6.html、2023/12/26閲覧
CBPR、http://cbprs.org/about-cbprs/、2023/12/26閲覧



2.3.3 法制度・規制の調和 (2)APEC Trade Repository

 中小企業がAPEC域内のFTAにおける恩恵を十分に受けることを目的として、APEC Trade Repositoryが整備された。APEC加盟国を対象に、下表に示す項目について当該国で参照す べきHPが掲載されている。

#	項目	内容
1	MFN tariff rates	✓ MFN税率
2	Preferential tariff rates	✓ 特恵関税
3	Rules of origin (ROO) on existing RTAs/FTAs	✓ 既存のRTAs/FTAsにおける原産地規則
4	Best practices in trade facilitation	✓ 貿易円滑化におけるベストプラクティス
5	Domestic trade and customs laws and regulations	✓ 国内貿易と税関法規則
6	Procedures and documentary requirements for imports and exports	✓ 輸出入における手順と書類要件
7	Authorized economic operator(AEOs) and information on mutual recognition arrangements(MRAs)	✓ AEOと相互承認に関する情報
8	List of AEOs(as available)	✓ AEOリスト

[※]AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度を指す。

出所)APEC、https://www.apec.org/docs/default-source/publications/2023/5/study-on-strategy-to-promote-the-utilization-of-the-apec-trade-repository/223_mag_study-on-strategy-to-promote-the-utilization-of-the-apec-trade-repository.pdf 、2023/12/26閲覧



2.3.4 ABACの取組

● 2023年5月にブルネイにて行われたAPECの会合において、ABACのメンバーはAPEC貿易担当大臣、WTO、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に対して、環境リスク、金融ストレス、など地域が直面している課題を、強靭で包括的、かつ持続可能な地域経済への新しい道筋を築く機会とするよう促した。

ABACからのAPEC首脳への提言内容

#	カテゴリ	内容		
1	地域経済統合	✓ アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の推進 ✓ 世界貿易機関(WTO)支持とルールに基づく多角的貿易体制 の擁護 ✓ サービス貿易の強化	✓ 貿易面における新型コロナウイルス感染症対応とワクチン入 手可能性✓ 域内各国・地域におけるより一貫性のある入国措置対応を通 じた国境再開	
2	デジタル	✓ デジタル化促進に不可欠な物理的インフラの拡充✓ サイバーセキュリティ、デジタル ID などのデジタル基礎インフラの拡充	✓ データ共有、越境データの円滑化、デジタルヘルスのアプリなどによる価値創造に向けたデータインフラの強化	
3	零細・中小企業 と包摂性	✓ 零細・中小企業の持続可能な慣行の強化	✓ 零細・中小企業のデジタルトランフォーメーションの推進	
4	持続可能性	✓ 持続可能かつ強靭な食料システムの構築✓ 気候変動に対する効果的な対応の促進	✓ 低炭素型経済に向けたエネルギー・トランジションの推進	
5	金融·経済	✓ 賃金・物価スパイラルを遮断するための金融政策と財政政策の実行✓ 新たな財政手段による財政再建と構造改革のための財政支出の両立	✓ 持続可能な経済へのトランジションのための資金供給✓ トランジションやデジタル化と強靭化のための地域プラットホームの構築	

出所)経済産業省、https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221110002/20221110002.pdf 、2023/12/26閲覧 APEC、https://www.apec.org/press/news-releases/2023/asia-pacific-business-leaders-call-for-forging-a-new-path-on-inclusion-resilience-and-sustainability、2023/12/26閲覧



2.3.4 ABACの取組 Digital Trade Connect

● APECとASEANの双方でのデジタル貿易に関する取組や事例を共有するためのネットワークとして、タイのASEAN-BAC(タイ銀行協会)が主導し、Digital Trade Connectが発足し、2023年10月に第1回タスクフォースが行われた。

参加国、組織

カテゴリ	国
ASEANのうち ABAC,ASEAN-BAC双 方から参加	ブルネイ インドネシア マレーシア フィリピン シンガポール タイ ベトナム
ASEANのうち ASEAN-BACのみ参加	カンボジア ラオス ミャンマー
その他の国	日本、香港、オーストラリア
国際機関、標準化団体	ASEAN SEC、ICC DSI、ETDA、 UN、UN/CEFACT、ADB

今後の予定

名称	日程	アジェンダ
キックオフ	2023/10/31	概要 タイ
第二回	2023/12/1	シンガポール ICC DSI UN/CEFACT
第三回	2024/01/25	日本 ASEAN-SEC UNCITRAL
第四回	2024/02/20	香港
第五回	2024/03/19	オーストラリア ニュージーランド
第六回	2024/04/19	中国 PAA

出所) ASEAN-BACの資料を参考に三菱総合研究所作成



2.3.5 サマリ(APECの動向)

- APECは主に、域内の経済統合及び経済協力に向けた取組が行われており、特に太平洋自由貿易圏構想(FTAAP)の実現に向けた取組が進められてきたものの、国際情勢の不安定化に伴い進捗は鈍化している。
- 2023年のAPEC首脳会議では①相互連結②革新的③包摂的という3つの優先課題が掲げられた。

観点	概況
政策動向	● FTAAPの実現に向けた取組が進められてきたが国際関係が悪化していることもあり、進展は鈍化している。
域内連携の強化	 APEC越境電子商取引円滑化枠組み(APEC Cross-Border E-Commerce Facilitation Framework)が採択され、越境ペーパーレス貿易の促進に向けた取組について合意。
	● 2006年のFTAAP構想発表から、現在に至るまで太平洋自由貿易圏構想(FTAAP)の実現に向けた 取組を実施。
	● 2018年には米中の対立から首脳宣言の採択を断念するなど、地政学リスク等、国際情勢の不安定化による影響を大きく受けており、組織的な取組が減速しつつある。
法制度・規制の調和	● CBPR(Cross Border Privacy Rules/APEC越境プライバシールールシステム)を導入し、企業等の越境個人データの保護に関する認証制度を整備。
	● APEC Trade Repositoryを構築。加盟国の貿易、関税情報をとりまとめて公開している。
ABACの取組	● 貿易デジタル化関連では、金融タスクフォースの配下に「a Taskforce on Digital Trade Transformation and Connectivity」が設立され、2023年8月まで各国のメンバーを募集し、ナレッジシェアのための会議が開催されている。

出所)外務省、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/index_rekishi.html、2023/12/26閲覧

3. ASEAN10か国の現状調査と評価

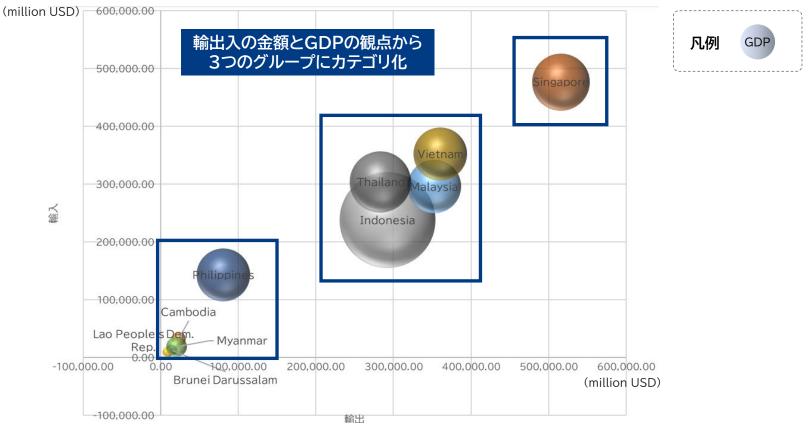
- 3.1 貿易取引・貿易関連データ
- 3.2 プラットフォームの整備状況
- 3.3 インフラの整備状況
- 3.4 電子化・標準化の動向
- 3.5 貿易手続きの課題
- 3.6 貿易取引電子化市場の規模
- 3.7 ステークホルダー
- 3.8 サマリ



3.1 貿易取引・貿易関連データ (1)貿易額

ASEAN10か国の輸出入額については以下の通り。貿易シンガポール及び、インドネシア、ベトナム、マレーシア、タイ、そしてフィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイに大きく分けられる。

ASEAN各国の輸出入額(2022年)



出所)IMFのDirection of Trade Statistics の2022年の各国のデータより三菱総合研究所作成



3.1 貿易取引・貿易関連データ (2)貿易割合

- ASEAN各国の諸外国への輸出入の割合については以下の通り。
- 輸出入ともに、ASEAN域内の取引が多く、次に中国との貿易取引が多い傾向にある。

ASEAN各国の輸出入割合(諸外国別、2022年)

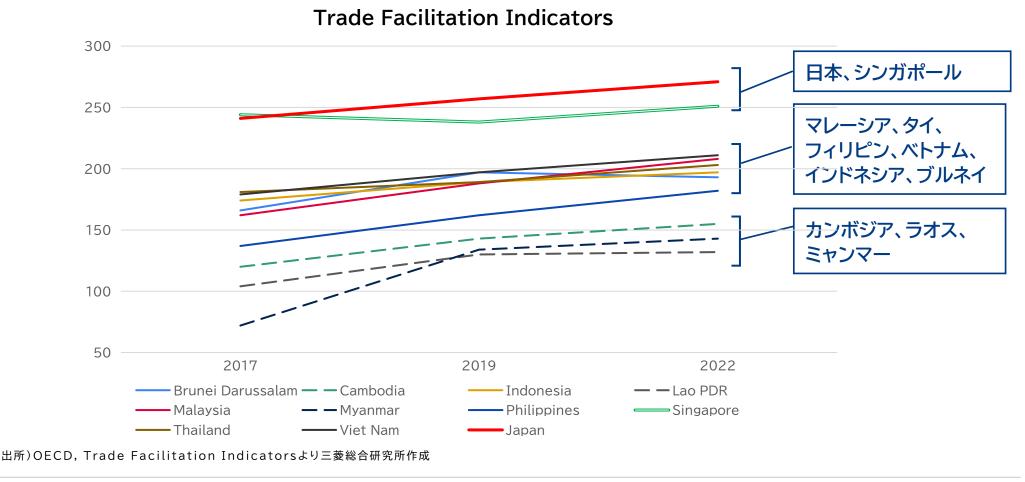
2022年(ASEAN各国から諸外国地域への輸出の割合)					
国名	ASEAN	日本	中国	EU	米国
ブルネイ	37.2%	24.6%	16.2%	0.0%	0.0%
カンボジア	5.9%	5.3%	5.7%	19.3%	44.8%
インドネシア	21.2%	8.0%	20.7%	7.2%	10.9%
ラオス	48.2%	1.9%	33.2%	4.3%	2.7%
マレーシア	29.2%	6.3%	13.6%	8.3%	10.8%
ミャンマー	26.7%	6.8%	28.0%	19.8%	3.3%
フィリピン	17.6%	13.9%	13.8%	11.5%	15.8%
シンガポール	28.6%	4.0%	12.4%	7.7%	8.8%
タイ	25.1%	8.6%	12.0%	7.8%	16.6%
ベトナム	9.2%	6.6%	16.1%	12.8%	30.0%

2022年(諸外国地域からASEANへの輸入の割合)						
国名	ASEAN	日本	中国	EU	米国	
ブルネイ	40.8%	4.3%	7.4%	2.1%	5.8%	
カンボジア	43.4%	1.9%	38.0%	2.1%	1.1%	
インドネシア	22.6%	7.7%	25.3%	4.8%	4.0%	
ラオス	66.2%	1.2%	28.4%	1.7%	0.5%	
マレーシア	24.7%	6.4%	21.3%	7.0%	7.8%	
ミャンマー	52.4%	2.2%	31.0%	2.6%	0.7%	
フィリピン	28.9%	8.9%	20.3%	5.9%	6.5%	
シンガポール	22.4%	5.6%	13.2%	9.0%	10.9%	
タイ	17.5%	11.5%	23.5%	6.0%	5.9%	
ベトナム	13.5%	6.6%	33.5%	4.4%	4.1%	



3.1 貿易取引・貿易関連データ (3)貿易データ(TFI)

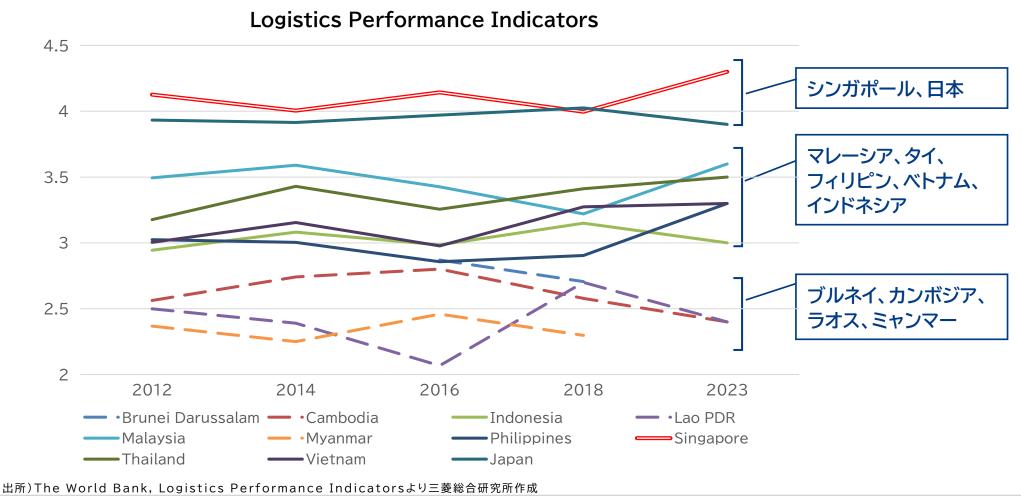
OECDのTrade Facilitation IndicatorsはWTOの貿易円滑化協定に基づく、税関及びその他の貿易手続きの状況を指標として表している。指標の結果を踏まえ、大きく3つのグループに分けられる。





3.1 貿易取引・貿易関連データ (4)貿易データ(LPI)

● 各国のロジスティクスのパフォーマンスを図る指標(LPI:Logistics Performance Indicators)において、パフォーマンス指標の結果を踏まえ、大きく3つのグループに分けられる。





参考. TFIとLPIについて

● LPTとTFIについての指標は以下の通りである。

指標	出所	概要	指標
TFI	OECD	2013年に立ち上げられたKPIであり、WTOの貿易円滑化協定(Trade facilitation Agreement)の項目に則して、その充足度を評価する指標である。133の指標が11のデータセットに分類されている。	データセットは、(a)Information Availability、(b)Improvement of the Trade Community、(c)Advance Rulings、(d)Appeal Procedures、(e)Fee and Charges、(f)Formalities-Documents、(g)Formalities-Automation、(h)Formalities-Procedures、(i)Internal Cooperation、(j)External Cooperation、(k)Governance and Impartialityに分けられ、各指標について0~2の基準で評価され、その合計値にて、評価される。
LPI	The World Bank	2007年に立ち上げられたKPIであり、ロジスティクス関連のベンチマーキングに利用される。2年毎に更新される。インターナショナルLPIと、ドメスティックLPIに分けられる。現状指標については見直しており、2023年に新たな指標が設定される予定。	インターナショナルLPIは税関の手続き(Customs)、 貿易や輸送のインフラ(Infrastructure)、国際船積み の容易性、競争力(International Shipments)、ロ ジスティクスの競争力(Logistics Competence)追 跡可能性(Tracking&Tracing)、輸送のタイミング (Timeliness)の6指標で0~5の基準で評価される。

出所)UNSCAP, "Indicators for Trade Facilitation: A Handbook (Version 1.0) https://www.unescap.org/sites/default/files/FINAL%20V1.0_Indicators%20for%20Trade%20Facilitation-ESCAP-OECD%20Handbook_0.pdf, 2023/12/28閲覧



3.1 貿易取引・貿易関連データ (5) ESCAPの調査

- 国連地域委員会とUNCTADは、国境を越える取引の時間とコスト削減を目的としたデジタル・持続可能な貿易促進に関する調査を共同実施している。この調査は世界160ヵ国の経済と60の措置を対象にし、2015年から2年毎にグローバルレポートと地域レポートを作成している。
- ●地域レポートはASEAN10カ国における貿易円滑化の進捗状況に焦点を当てており、4つのカテゴリーと11のサブグループで構成されており、60の貿易円滑化措置が記載されている。デジタル貿易に関連する措置も含まれている。

カテゴリー

- 一般貿易円滑化(WTO TFA関連)
- 2 デジタル貿易円滑化
- 3 持続可能貿易円滑化
- 4 その他の貿易円滑化

Example of trade facilitation measures

- 自動税関システム
- 税関およびその他の貿易管理機関が利用できるインターネット接続
- 電子シングルウィンドウシステム
- 税関申告書の電子提出
- 輸出入許可証の電子申請及び発行
- 海上貨物マニフェストの電子提出
- 航空貨物マニフェストの電子提出
- 優先原産地証明書の電子申請および発行
- 関税および手数料の電子支払い
- 関税還付の電子申請 など

出所)ESCAP「Digital and Sustainable Trade Facilitation in ASEAN」(https://www.unescap.org/kp/2023/untf-survey-asean より三菱総合研究所作成

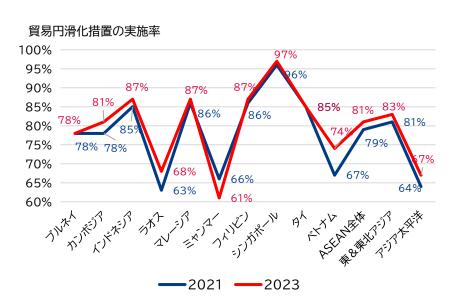
国連「UN Global Survey on Digital and Sustainable Trade Facilitation」(https://www.untfsurvey.org/compare-measures)、2024/1/30閲覧



3.1 貿易取引・貿易関連データ (5) ESCAPの調査

- 直近で同様な調査が行われた2021年から2023年にかけて、ASEAN内での貿易円滑化措置の実施率は全体では79%から81%へと上昇。特に、ベトナムは、2021年の67%から2023年には74%へと急速に上昇した。続いて、フィリピンとラオスも実施率が各5%ポイントと3%ポイント増加した。
- 2023年のASEAN内での実施率では、シンガポールが1位、インドネシア、マレーシア、フィリピンは共に2位)であった。順位の上昇が確認された国は、インドネシア(4位→2位)、ラオス(9位→10位)であった。

貿易円滑化措置の実施率



ASEAN域内での貿易円滑化措置の実施率の順位

国	2021	2023	Trend
シンガポール	1	1	→
マレーシア	2	2	
フィリピン	2	2	→
インドネシア	4	2	1
タイ	4	5	*
ブルネイ	6	7	
カンボジア	6	6	→
ベトナム	8	8	
ミャンマー	9	10	
ラオス	10	9	1

出所)ESCAP「Digital and Sustainable Trade Facilitation in ASEAN」(https://www.unescap.org/kp/2023/untf-survey-asean)に基づき、三菱総合研究所作成、2024/1/20閲覧



3.2 プラットフォームの整備状況 (1)NSW①

● ASEAN各国のNational Single Windowの稼働状況及び他システムとの接続状況を下表に示す。

● 複数ヵ国との運用 - ステータス不明

		ASWとの接続状況					
国名	National Single Window (NSW)	e-ATIGA Form D	ASEAN Customs Declaration Document(ACDD)	Electronic Phytosanitary Certificate(ePhyto)			
ブルネイ	BDNSW	•	•	_			
カンボジア	CNSW	•	•	システム構築済			
インドネシア	INSW	•	•	タイと交換実施			
ラオス	LNSW	•	_	_			
マレーシア	NSW(myTRADELINK)	•	•	システム構築済			
ミャンマー	- (MACCS/MCIS)	•	•	_			
フィリピン	TradeNet	•	•	システム構築済			
シンガポール	TradeNet	•	•	_			
タイ	TNSW	•	•	インドネシアと交換実施			
ベトナム	VNSW	•	•	_			



3.2 プラットフォームの整備状況 (1)NSW②

● ASEAN各国のNational Single Windowの主管組織、ならびにガバナンスについて下表に示す。

国名	National Single Window (NSW)	主管組織	ガバナンス
ブルネイ	BDNSW	財務省 王室関税物 品税局	政府主導(CrimsonLogic社が開発)
カンボジア	CNSW	財務省 税関 (GDCE)	政府主導(税関とVCC社の協業で開発、その後NSW運営委員会が運用)
インドネシア	INSW	財務省(INSW局、 正式名称はLNSW)	政府主導(2016年までは税関総局が主管であり、その後LNSW庁に移転、運用主体は民間企業のEDI Indonesia社)
ラオス	LNSW	財務省	PPP(LNSW社(財務省とBIVAC Lao Co., Ltd.との合弁会社)が開発・運用)
マレーシア	NSW (myTRADELINK, uCustoms)	財務省	PPP(主管は財務省で開発・運用・管理全てDagang Net社) myTRADELINKがNSWへの入力のユーザーインタフェースを提供している 2023年にMaritime Single Windowの開発に着手(Dagang Borneo社)
ミャンマー	-(MACCS/MCIS)	計画財務省	政府主導(USAIDの支援を受けて、MACCSとMCISの統合を図るNSW Routing Platformを検討しているが、現行運用まで至っていない)、 TradeNetと通関システムのMACCSの2つが主要なシステム
フィリピン	TradeNet	Trade Net事務局 財務省	政府主導(NSW Steering Committeeが省庁横断で導入。現在はTrade Net事務局が所管しており、財務省が深く関連)
シンガポール	TradeNet	税関	政府主導(CrimsonLogic社が開発をしているが、出資者は全て公的機関)
タイ	TNSW	財務省 税関	政府主導(National Telecom社が開発・運用支援)
ベトナム	VNSW (VNACCS、VCIS)	税関総局	政府主導(財務省と産業・貿易省が共同で関与、VNACCSやVCISは通関機能として位置づけられている)



3.2 プラットフォームの整備状況 (1)NSW3

● ASEAN各国のNational Single Windowの輸出に関する機能分布を下表に示す。

		機能具備		一部機能有	空欄	機能な
--	--	------	--	-------	----	-----

		出荷	輸出通関	保税蔵置場 輸送・CY搬入	他行政機関への 許可/輸出申告	出港手続き	関税徴収	その他 BtoB機能
国	名称 - -	インボイス情報、 S/I情報登録	輸出申告、許可情 報の配信	保税遗置場への輸送、CY搬入	他法令(植物·動物検疫、危険物、 外為関連等)	出港手続き、 積載手続き	関税徴収	その他、民間ステー クホルダーへの情 報提供等
ブルネイ	BDNSW		•					
カンボジア	CNSW		▲ 通関申告はe- Customsシステム にて機能具備		▲ LPCOが対象	▲ PortEDIと 一部情報連携	▲ LPCOが対象	
インドネシア	INSW							
ラオス	LNSW				C/O			
マレーシア	NSW (myTRADELINK, uCustoms)		•		myTRADELINK		•	Data Exchange hub
ミャンマー	-(MACCS/MCIS)	•	•	•		Port EDI	A	A
フィリピン	TradeNet		InterCommerce Network Service連携		InterCommerce Network Service連携	A	InterCommerce Network Service連携	
シンガポール	TradeNet		•		▲ 原産地証明のみ		•	NTP
タイ	TNSW		•		•		ITMX	付保等
ベトナム	VNSW(VNACCS)							



3.2 プラットフォームの整備状況 (1)NSW4

InterCommerce

Network Service

● ASEAN各国のNational Single Windowの輸入に関する機能分布を下表に示す。

Port EDI

Portnet

						機能具備 🛕 一部機	機能有 空欄 機能なし
		他行政機関への許 可/輸出申告	入港手続き	CY·保税搬入	輸入通関	関税徴収	その他 BtoB機能
国	名称	他法令(植物・動物検 疫、危険物、外為関 連等)	入港手続き、 積載手続き	搬入手続き 保税運送申告	搬入、混載仕分け、 輸入申告、 許可情報の配信	関税徴収	その他、民間ステー クホルダーへの情報 提供等
ブルネイ	BDNSW						
カンボジア	CNSW	▲ LPCOが対象	▲ Port EDIと 一部情報連携		▲ 通関申告はe- Customsにて機能具 備	▲ LPCOが対象	
インドネシア	INSW	•			•		
ラオス	LNSW	A C/Oのみ			Asycuda		
マレーシア	NSW (myTRADELINK, uCustoms)	myTRADELINK			輸入申告	•	Data Exchange hub

出所)各種資料やヒアリングを参考に三菱総合研究所にて作成

-(MACCS/MCIS)

TradeNet

TradeNet

TNSW

VNSW

InterCommerce

VNACCS

InterCommerce

ITMX

NTP

Network Service連 Network Service連

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

ベトナム

3. ASEAN10か国の現状調査と評価



参考. NSW(タイの事例)

- タイのナショナルシングルウインドウは、タイ税関によって運用されている。
- 1998年にCustoms EDI Servicesを立ち上げ、ebXMLの規格の導入や公開鍵基盤 (PKI)や電子承認の採用をし、2008年にシングルウインドウシステムを運用開始している。
- 2021年時点で、17の金融機関、37の政府機関、9,000以上の事業者が接続している。

<u>シングルウインドウシステムの歴史</u>

マイルストン	内容
2006年	✓ 税関の電子手続きを中心としたマルチシングルウインドウシステムの運用開始。2008年にタイ全体の運用を開始
2008年	✓ ナショナルシングルウインドウシステムの運用開始(シングルウインドウとして統合)
2011年	✓ ASEANシングルウインドウやその他のクロスボーダーのデータ交換の実現
2019年	✓ 危険物、植物検疫、原産地証明書の申請に関わるシングルエントリーフォームの実装、保険証券の取り扱い
2021年	✓ Port Community SystemやAir Community SystemなどB2Bの取引システムのリリースや、中ASEANの原産地証明(Form E)の取り扱い等を検討
2022年	✓ IPPC ePhyto HubにタイのNSWを連携させることで、電子植物検疫証システム(Thailand's ePhyto System) が正式に稼働を開始した

出所)UNESCAP, Thai Customs Department (2019), Thailand National Single Window & ASEAN Single Window, https://www.unescap.org/sites/default/files/Session%207%20%26%208.pdf 2023/12/26閲覧



参考. NSW(タイの事例)

● シングルウインドウシステムではBtoB、BtoG、GtoGの取引や申告、情報連携の機能を主管しており、ビジネス側では、船会社、航空会社、ターミナルオペレータ、輸出入者、フォワーダー、通関事業者、保険会社が参加しており、金融機関はNational ITMXの銀行間ネットワークに接続している。

シングルウインドウの基本的な機能

チャネル	機能例
BtoB	✓ 購買管理、デリバリー管理(Purchase management,Delivery management)
BtoG	✓ 一部BtoBの取引が含まれるが、貨物、輸送、港湾、航空、保険に関わる手続きのソフトウェア(Cargo and Land Transport Regulatory SW(Software),Maritime Regulatory SW,Air Regulatory SW,e-Insurance)
	✓ 通関申告、関税支払、許可発行、原産地証明書の申請(e-Customs, Single entry form, e-Payment, e- Permit/License, e-Cess, Social Security system, Certificate of Origin)
GtoG	 ✓ 通関申告、関税支払、許可発行、原産地証明書の確認・許可手続き(e-Customs, e-Permit/License) ✓ 貨物、輸送、港湾、航空、保険に関わる手続きのソフトウェア(Cargo and Land Transport Regulatory SW, Maritime Regulatory SW, Air Regulatory SW, e-Insurance)

接続する外部システム

外部システム	機能例
National ITMX	✓ 銀行経由での関税の徴収等を想定
ASEAN Single Window	✓ FormD 等 原産地証明書の交換

出所)UNESCAP, Thai Customs Department (2019), Thailand National Single Window & ASEAN Single Window, https://www.unescap.org/sites/default/files/Session%207%20%26%208.pdf, 2023/12/26閱覽



参考. NSW(フィリピンの事例)

- フィリピンのナショナルシングルウインドウは、TradeNetという名称であり主管は TradeNet事務局であるが、財務省、情報通信省、農業省が稼働の確保と発展を担うとされている。
- TradeNet の目的は貿易を円滑化し、通関手続きの透明性を高め、もって国家の歳入改善を図ること、とされている。
- 2022年時点で21の関連政府機関が接続しており、2022年中に55の関連政府機関が接続予定だが、民間利用者への普及が課題となっており、USAIDの支援を受けて利用促進活動が進められている。

シングルウインドウシステムの歴史

マイルストン	内容
2005年	✓ 財務省が議長を務める上席官チームとして、NSW運営委員会(NSW Steering Committee)が発足
2010年	✓ 前身となるNSW Phase 1が税関によって構築される
2011年	✓ NSW Phase1の展開開始
2017年	✓ NSW の機能を実際に活用させるために官製(government-built)のオンライン・プラットフォームを開発することを合意した。これがTradeNetにあたる
2019年	✓ ASEAN Single Windowの実運用を行うことになり、e-ATIGA Form Dを対象に、AMS間でのデータ交換が開始

出所)JASTPRO、アセアン諸国のシングルウィンドウの現況、2023/12/23閲覧



参考. NSW(インドネシアの事例)

- インドネシアのナショナルシングルウインドウは、財務省 インドネシアシングルウィンドウ局 (INSW局)によって運用されている。
- 本調査でインドネシア貿易省にヒアリングを実施した際には、ブロックチェーンの適用やB2Bへの機能拡張に関心を示していた。
- NSW上で各省庁と連携しているものの、NSW上で承認まで得ることができずに結局、直接照会が必要となるケースがある。

シングルウインドウシステムの歴史

マイルストン	内容
2007年	✓ 経済関連調整省の主導の元、INSW準備チームが発足。輸入案件でのパイロットテストの実施
2008年	✓ 輸出入システム、港湾システム、航空システムとしてINSWが運用できる体制が整備完了
2009年	✓ ASEAN Single Window との連携の準備と電子原産地証明 (ATIGA Form-D)のパイロットテストを実施
2010年	✓ 5つの税関における輸入手続にて、INSWを使用しての手続が義務化された
2017年	✓ ASEAN加盟国とASWを介してのe-ATIGA Form Dの実運用を開始
2020年	✓ 第二世代のNSWを開発✓ 2023年時点で第一世代と並行運用中だが、2024年には第二世代の完全移行を目指す

出所)JASTPRO、アセアン諸国のシングルウィンドウの現況、2023/12/23閲覧 ESCAP, https://www.unescap.org/sites/default/d8files/event-documents/Indonesia%20experience.pdf、2023/12/23閲覧



3.2 プラットフォームの整備状況 (1)デジタル貿易プラットフォーム①

● デジタル貿易プラットフォームの定義は明確なものはないが、以下の3点の特徴を有しているものであり、一部の特徴を備えているものも含め、次ページにリストアップしている。

1 BtoB機能 民間事業者間の貿易手続きの電子化(契約、船積、支払等)、サプライチェーン管理等の機能を有している。

2 クロスボーダー 対外的な接続、特に貿易相手国も含めた貿易手続きの電子化を実現している。

3 業界横断 特定の業界だけでなく、荷主、フォワーダー、銀行等を含めた貿易手続き全般をカバーする。

国	貿易プラットフォーム構築の動き		
ブルネイ	民間主導であり、ASEAN-BACのDagan Borneoのプロジェクトにおいて、業界横断型のデジタル貿易プラットフォームの構築を検討中。		
カンボジア	政府として、カンボジア税関は税関システムと対外システムを接続するASYHUBを構築中。		
インドネシア	政府主導でのインドネシア貿易省及びナショナルシングルウインドウ庁が関心。民間企業(Andalin)の取組も存在。		
ラオス	動きはない。		
マレーシア	政府としての動きは見られないが、民間の動きやBtoBの貿易デジタル化に関心はあり。		
ミャンマー	動きはない。		
フィリピン	フィリピン貿易産業省はインドネシアのAndalinとBtoBの貿易手続きの推進に向けてMOUを締結。		
シンガポール	政府主導であり、シンガポール税関が運用するNTP、IMDAが提供するTradeTrustフレームワーク等の動きがみられる。		
タイ	民間主導で、NDTPのコンセプトの元で貿易プラットフォーム構築を開発中。BtoB取引を主に取り扱う貿易プラットフォームというコンセプトであり、民間主導のもと業界横断的に導入を検討中。直近では業界(金融、荷主)ごとにプラットフォームを細分化して連携する動きがある。		
ベトナム	政府としては貿易手続きの電子化を推進しており、民側では特定業界のプラットフォーム構築の動きがみられる。		

3. ASEAN10か国の現状調査と評価



3.2 プラットフォームの整備状況 (2)デジタル貿易プラットフォーム②

● ASEAN主要国の業界横断型で、クロスボーダーでの貿易手続きを円滑化する貿易プラットフォームについては下表の通りである。

デジタルプラットフォームの概況

●・・・機能有 ×・・・機能無

				デジタル貿易プラットフォームの特徴			
国名	名称	運用主体	概要	BtoB機能	クロス ボーダー	業界横断	NSWとの接続
インドネシア	Andalin	民間	中小企業に焦点を当てたデジタル貿易への 取組を行う。2022年8月にフィリピン貿易 産業省とMOUを締結。	•	•	×	×
シンガポール	NTP	官(税関)	税関が運用するBtoB取引をターゲットとす るシステム。	•	•	•	(TradeNet)
	SGTraDex	官民連携 (IMDAな ど)	複数のユースケースに絞って貿易取引を行 う官民連携での取組。Data Highwayと呼 ばれるデータ共有方式が特徴。	•	検討中	•	×
タイ	NDTP	民 (JSCCIB)	BtoB取引を主に取り扱う貿易プラット フォームであるが、現状はNDTPのクラス ターの配下に金融系のPromptTrade、荷 主系のSCMNeT等が存在。相互接続を検討 中。	•	検討中(日本、 シンガポー ル)	•	検討中
ベトナム	TradeFlat	民間	FPT社が提供するLCの電子化やサプライ チェーンファイナンスに特化したプラット フォーム。	•	検討中(日本 との連携)	×	×



3.2 プラットフォームの整備状況(3)デジタル貿易プラットフォーム③

● ASEAN主要国の貿易プラットフォームの機能分類を下表に示す。

デジタルプラットフォームの機能

テンタルノフットノオームの機能 ● ● 機能具備 ● ● 機能具備 ● 一部機能具備 ※ 実証中 空									
	機能								
	貿易		ア	プリケーション	,		基盤	機能	
国	プラット	①サプライラ	チェーン管理		貿易手続き	データ	り共有	インフラ	サービス
	フォーム	SCデータ可 視化・ SC管理	物流管理	貿易データ 管理/貿易 手続き・申請	決済・ファイナンス	データ管理	データ接続 ・流通	トラスト・インフラ	利用浸透度
ネイシアド	Andalin	A	•	A		•	A		150以上の港湾 200以上の都市での利 用実績
シン	NTP		•	A	▲ 貿易金融はサードパーティ 経由	•	•	● TradeTrustと連携	6,000社以上利用 (2022年11月時点)
シンガポール	SGTraDex		•	※ eBLの交換	※ 輸出時の 支払は成功	•	•	● TradeTrustと連携	ローンチした2022年6 月時点では70の事業者 が参加を表明、現在ユー スケースの増加に向け て開発中
タイ	NDTP			*	*	*	*	※ 文書の真正性はTDRと連携 することで国内は担保	実証段階
ナベムト	TradeFlat			A	▲ 国内のみ	•	•	▲ FPT Quoramネットワーク利用、国内は担保	不明



参考.シンガポールの事例(NTP)

- TradeNetは輸出入事業者の承認手続を実施するが、その際の承認データを構造化データフォーマットとして自動的にバックエンドで輸出入許可証をNTPに連携している。そのため、利用者はNTPのデータリポジトリにアクセスするだけで、TradeNetへの申請時に利用したデータを活用することが可能になる。
- 輸出入申告はサービスプロバイダ経由で行われる。
- ✓ これに加え対外的なBtoG取引を行う TradeXchangeが存在しており、TradeNetを内 部的に組み込む体制となっている。
- ✓ 2017年にはTradeNetとTradeXchangeの運用 契約が終了する予定であったため、当初はこれらを包 含する新たなシステムとしてNTPが構想された。
- ✓ しかしながら、現在もTradeNetとNTPは併用されて おり、NTPは主にBtoB電子データの授受や海外連携 を行うものとして役割分担が設定されている。

Traders/Declaring Agents Traders/Declaring Occ and data Trader Data Repo Other Services (eg. Permit Return) Permit Return Permit Return Permit Return

Approved Permit is directly returned in structured data format to Trader's data repository in NTP for reuse for other service transactions.

3. ASEAN10か国の現状調査と評価



参考.シンガポールの事例(NTP)

- 2023年5月にNTPはContainer Track & Trace Serviceを開始した。
- この機能により、NTPの全てのユーザは5つのシンガポールの港湾と2つの中国の港湾の間で 行われるコンテナ輸送の情報を確認することが可能になった。

共有されるデータ項目

データ項目	概要
Vessel ETA	船舶が港湾の境界内の水域に到着する予定時刻
Vessel ATA	船舶が港湾の境界内の水域に到着した実際の時刻
Vessel ETB	本船が接岸する予定時刻
Vessel ATB	本船が接岸した実際の自国
Export Declaration	税関に対して輸出通関を実施した時刻
Container Loaded	コンテナが船舶に搭載された時刻
Container Gate Out	輸入の際に、コンテナが港湾を出る時刻
Import Release	税関が輸入申告を許可した時刻

出所)Singapore Customs、https://www.customs.gov.sg/businesses/national-single-window/overview、2023/12/25閲覧

3. ASEAN10か国の現状調査と評価

参考. シンガポールの事例(SGTraDex)

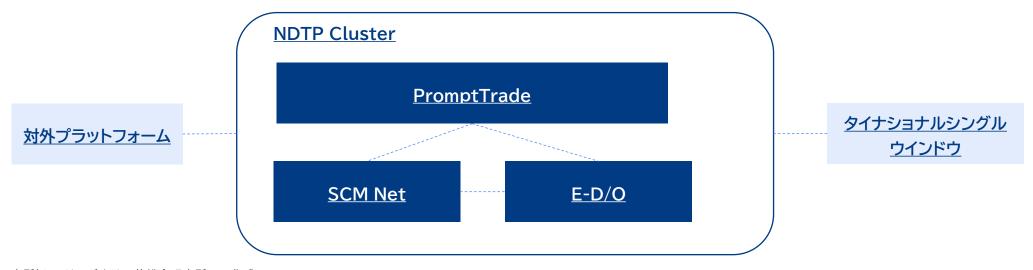
- グローバルサプライチェーンのエコシステムパートナー間のデータ共有の効率化を目的として、 2021年にデータ連携基盤であるSGTraDexの検討を開始し、2022年6月にシステムの利用 を開始した。
- 開発当初は複数のユースケースに焦点を当てて、官民一体となって議論が進められており、現在 も新たなユースケースの検討が進められている。
- TradeTrustと相互接続しており、貿易文書の真正性も担保されている。

ユースケース例	概要
貿易金融の強化	既存の手続において、金融機関はサプライチェーンにおける物品の物理的な動きに対する可視性が限られているため、貿易に用いられるデータフローを可視化することで二重融資のリスクなどを軽減する。
コンテナフローの輻輳解消	コンテナフローの可視性が不足しており、倉庫やデポにおいて混雑が発生しているため、船会社、倉庫運営会社、運送業者がコンテナ予約状況などの情報を共有することで物流フローの可視性を改善する。
バンカリング最適化	バンカリング業界は、デジタル化の不足と文書の真正性評価の困難さが原因で、運用効率の低下と融資が利用できにくいという問題に直面している。SGTraDexは、供給チェーンにおける文書処理の重複を減らし、金融機関が貿易文書の真正性を検証できるようにすることで、これらの問題の解決を目指している。



参考. タイの事例(NDTP)

- NDTP全体として、開発や事業運営会社の立ち上げ等が遅延している状況。
- 現状、NDTP Clusterという形でNDTPのエコシステムを分割する形で、各プラットフォームがAPI接続し、NSWや対外システムとの連携を検討している。
- 産業プラットフォームについて、2023年にタイ船主協会がSupply Chain Management Network(SCM Net)の開発を実施。これは輸出入者間でフォーマットの異なるデータ交換 を取り扱うプラットフォームであり、将来的にはPromptTradeとの接続を行う予定である。



出所)ヒアリングより三菱総合研究所にて作成



参考. タイの事例(NDTP)

● NDTP Clusterとして複数のシステムが部分的に構築されており、それぞれのシステムが連携することで産業横断的な貿易デジタル化を進めることが検討されている。

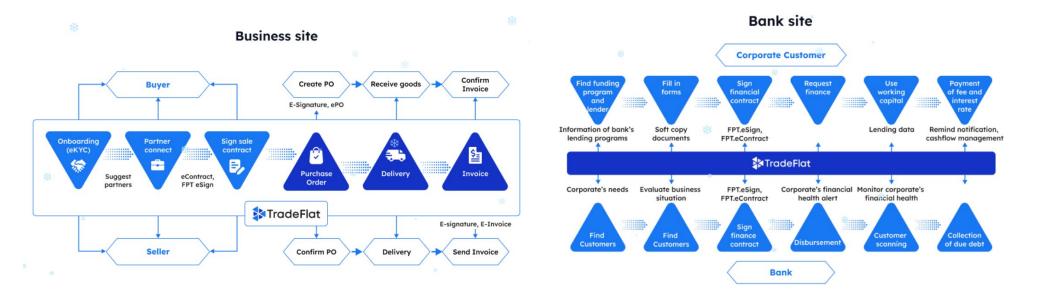
タイの貿易プラットフォーム

クラスターを構成 するシステム群	推進主体	開発状況	機能概要
PromptTrade	Thai Bankers Association & 8 pilot banks	第一フェーズのGo-Live は2024年の第4四半期 を予定	輸出入双方における資金回収、決済、ファイナンスの際 に発生する書類の送受信を対象しており、海外のプ ラットフォームとも接続するゲートウェイとしての役割 も担っている。
SCM Net	Thai National Shippers Council	第一フェーズのGo-Live は2023年第四四半期を 予定	輸出者の貿易手続が対象。貨物船の予約から輸出銀行 への船積書類送付までをスコープとしている。
E-D/O	Bangkok Shipowners and Agents Association	2023年12月時点で開発 中	タイ輸入時の税関申告、荷渡指図書(D/O)、支払の3つのプロセスを対象に輸入者向けの貿易手続のデジタル化を行っている。



参考. ベトナムの事例(TradeFlat)

- 2022年10月、FPT社は金融機関と協力して、ベトナムで初めてのブロックチェーンベースの貿易金融プラットフォーム「TradeFlat(旧称eTradeVN)」の開発を発表した。
- TradeFlatはベトナムの輸入・輸出企業と銀行を繋ぐプラットフォームの開発に注力している。現在、当社は国内市場において、LC(信用状)、CF(現金フロー)、銀行保証といったサービスを提供している。また、同時に、越境貿易に関するサービスの開発も進行中である。
- 2024年には、銀行向けの新機能を開発し、VNACSSなど税関システムや物流会社のシステムとの連携を通じてサービスの向上を図る計画である。





参考. インドネシアの事例(Andalin Trade)

- 2022年6月14日に、インドネシアのAndalinは「Andalin Trade」というワンストップの国際貿易プラットフォームを立ち上げ、このプラットフォームでは、出荷、税関手続き、国際取引などの様々なサービスを一貫して提供している。初期段階では、シンガポール、ベトナム、タイとの貿易に限定してサービスを提供している。
- ユーザーはAndalin Tradeに登録後、国際輸送の見積が可能であり、同プラットフォームでは、 国際輸送フォワーディングサービスや税関手続き、保険などの機能の提供されている。
- 将来には、Andalin社は東南アジアの他の国々においてもサービスを展開・拡大する計画である。





3.3 インフラの整備状況 (1)ネットワーク

各国の100人当たりの固定ブロードバンド回線登録者数、固定電話の登録数、個人のインターネット利用数、携帯登録者数を下表の通り整理を行った。インターネット利用率にばらつきがあるものの、携帯登録者数については100%を超えている国が殆どである。

国名	インタ・	ーネット・モバイルネットワーク等の	状況、100人当たりの利用割合(20	21年)
当 有	固定ブロードバンド利用率	固定電話の利用率	個人のインターネット利用率	携带登録者数
ブルネイ	17.8%	25.2%	98.1%	135.5%
カンボジア	2.0%	0.2%	60.2%	120.0%
インドネシア	4.5%	3.3%	62.1%	133.7%
ラオス	2.0%	17.5%	62.0%	65.0%
マレーシア	11.1%	24.6%	96.8%	140.6%
ミャンマー	1.7%	1.0%	44.0%	126.3%
フィリピン	8.5%	4.0%	52.7%	143.4%
シンガポール	25.7%	32.0%	91.1%	147.5%
タイ	17.3%	6.5%	85.3%	168.8%
ベトナム	19.8%	3.2%	74.2%	138.9%
世界平均	16.9%	11.3%	63.1%	107.3%

出所)The World Bank, World Development Indicatorsより2021年のデータを取得



3.3 インフラの整備状況(2)ブロックチェーンの利用環境

● ブロックチェーンの活用環境について、シンガポールが域内で最も積極的に活用を推進しており、その他各国は金融分野及び政府主導で活用を検討している国(カンボジア、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ)が存在。ブルネイ、ラオス、ミャンマーは関連制度面で未整備かつ、活用は限定的である。

カンボジア 制度整備後に導入 中央銀行はブロックチェーンを活用したデジタル検疫証明の発行を実施 中央銀行はブロックチェーンを活用した決済システム「Bakong」を運用している。 中央銀行においてデジタル通貨のプロジェクトであるProject Garudaが実施されている。 中央銀行においてデジタル通貨のプロジェクトであるProject Garudaが実施されている。 マレーシア 制度整備後に導入 暗号資産の規制制度整備中。政府においてもブロックチェーンの利活用を検討中。 AML/CFTの側面でデジタル通貨の標準やガイドラインが整備されている。 ミャンマー 未成熟な制度 ブロックチェーンに関わる規制等は存在しない。 では、 おは、 おは、 おは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	国名	国名 ブロックチェーンの導入アプローチの区分 (ADGSOM Project Report)	制度・政府の状況
インドネシア 制度整備後に導入 中央銀行においてデジタル通貨のプロジェクトであるProject Garudaが実施されている。 ラオス 未成熟な制度 暗号資産の規制制度整備中。政府においてもブロックチェーンの利活用を検討中。 マレーシア 制度整備後に導入 AML/CFTの側面でデジタル通貨の標準やガイドラインが整備されている。 ミャンマー 未成熟な制度 ブロックチェーンに関わる規制等は存在しない。 カイリピン 制度整備後に導入、多国間の連携 商業銀行は財務局と連携して個人国債の発行のアプリケーションを立ち上げている。 中央銀行や証券取引所はブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも対象のがある。 中央銀行や証券取引所はブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも対象のがある。 マレーシア 未成熟な制度 ブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも対象のが活用を検討。2020年には234のブロックチェーン企業がおり、他国との共同プロ	ブルネイ	ネイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	暗号資産の規制は最低限の規制がある状況。ASEAN-BACレガシープロジェクトにおいて シンガポールの企業と連携してブロックチェーンを活用したデジタル検疫証明の発行を実証。
2021年の暗号資産も取引商品として認可されている。 ラオス 未成熟な制度 暗号資産の規制制度整備中。政府においてもブロックチェーンの利活用を検討中。 マレーシア 制度整備後に導入 AML/CFTの側面でデジタル通貨の標準やガイドラインが整備されている。 ミャンマー 大成熟な制度 ブロックチェーンに関わる規制等は存在しない。 フィリピン 制度整備後に導入、多国間の連携 商業銀行は財務局と連携して個人国債の発行のアプリケーションを立ち上げている。 中央銀行や証券取引所はブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも対象がある。 シンガポール 制度整備後に導入、多国間の連携 極的な活用を検討。2020年には234のブロックチェーン企業がおり、他国との共同プロ	カンボジア	ボジア 制度整備後に導入	中央銀行はブロックチェーンを活用した決済システム「Bakong」を運用している。
マレーシア 制度整備後に導入 AML/CFTの側面でデジタル通貨の標準やガイドラインが整備されている。 まャンマー 未成熟な制度 ブロックチェーンに関わる規制等は存在しない。 フィリピン 制度整備後に導入、多国間の連携 商業銀行は財務局と連携して個人国債の発行のアプリケーションを立ち上げている。 中央銀行や証券取引所はブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも対象のな活用を検討。2020年には234のブロックチェーン企業がおり、他国との共同プロ	インドネシア	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中央銀行においてデジタル通貨のプロジェクトであるProject Garudaが実施されている。 2021年の暗号資産も取引商品として認可されている。
まャンマー 未成熟な制度 ブロックチェーンに関わる規制等は存在しない。	ラオス	未成熟な制度	暗号資産の規制制度整備中。政府においてもブロックチェーンの利活用を検討中。
フィリピン 制度整備後に導入、多国間の連携 商業銀行は財務局と連携して個人国債の発行のアプリケーションを立ち上げている。 中央銀行や証券取引所はブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも シンガポール 制度整備後に導入、多国間の連携 極的な活用を検討。2020年には234のブロックチェーン企業がおり、他国との共同プロ	マレーシア	ーシア制度整備後に導入	AML/CFTの側面でデジタル通貨の標準やガイドラインが整備されている。
中央銀行や証券取引所はブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも シンガポール 制度整備後に導入、多国間の連携 極的な活用を検討。2020年には234のブロックチェーン企業がおり、他国との共同プロ	ミャンマー	ノマー 未成熟な制度	ブロックチェーンに関わる規制等は存在しない。
シンガポール 制度整備後に導入、多国間の連携 極的な活用を検討。2020年には234のブロックチェーン企業がおり、他国との共同プロ	フィリピン	リピン 制度整備後に導入、多国間の連携	商業銀行は財務局と連携して個人国債の発行のアプリケーションを立ち上げている。
	シンガポール	ガポール制度整備後に導入、多国間の連携	中央銀行や証券取引所はブロックチェーンを利用した実証を行っている他、他の機関でも積極的な活用を検討。2020年には234のブロックチェーン企業がおり、他国との共同プロジェクト等も実施。
タイ 制度整備後に導入 中央銀行におけるデジタル通貨の実証、Letter of Guaranteeの発行等の取組が見らる等、金融分野ではブロックチェーンの活用に積極的。	タイ	制度整備後に導入	中央銀行におけるデジタル通貨の実証、Letter of Guaranteeの発行等の取組が見られる等、金融分野ではブロックチェーンの活用に積極的。
	ベトナム	トム 制度整備後に導入	政府成長戦略において、ブロックチェーンは注力領域の1つとして定められている。ブロックチェーンの開発事業者のほか、ブロックチェーンを活用したアプリケーションサービスを展開するスタートアップも多くみられる。

出所) Gerardo R. Ungson, Sada Soorapanth, "The ASEAN blockchain roadmap"より三菱総合研究所作成



3.4 電子化・標準化の動向(1)電子化・標準化の動向

各国とも電子署名法は整備されているものの、行政手続きの適応や、法人ID・認証基盤の連携や、 権利移転を必要とする貿易書類の根拠法となるMLETRの国内法の準拠はシンガポールのみ進ん でいる状況。

国名	電子署名	法人ID·認証基盤	MLETRへの準拠状況*
ブルネイ	電子取引法(The Electronic Transaction Act)にて定義している。政府向けには特別な要件や制限はない。	_	2_政府サポート有
カンボジア	利用は限定的であるが、法的にはSub-Decree No.246にて電子署名の有効性が定義されている。政府向けには特別な要件や制限はない。	_	4_準備検討
インドネシア	電子署名法(E-signature regulation)が2008年に規定、2016年に改定。行政文書への電子署名の適応は各省庁の判断となる。	_	0_進捗なし
ラオス	電子署名法(Law on Electronic Signature No.59/NA 2018)にて電子署名の有効性が 定義されている。政府向けには特別な要件や制限はない。	_	2_政府サポート有
マレーシア	電子商取引法(Electronic Commerce Act 2006)が2006年に制定。行政向けは電子政府手続き法(The Electronic Government Activities Act 2007)にて規定されている。	_	2_政府サポート有
ミャンマー	電子取引法(Electronic Transactions Law 2004)にて規定されている。政府向けには特別な要件や制限はない。	_	1_社会化(認知)
フィリピン	電子商取引法(the Electronic Commerce Act of 2000)にて、電子署名の有効性や条件が定義されている。政府向けには特別な要件や制限はない。	_	1_社会化(認知)
シンガポール	電子取引法(the Electronic Transactions 2010)で規定。政府認証基盤のSingPassを利用する政府手続きでは電子署名が義務付けられている。	SingPass	8_法改正済み
タイ	電子商取引(Thailand's electronic transaction act)にて電子署名が規定されている。 政府も電子署名を利用できる手続きを提供することが義務付けられている。	_	7_法案提出
ベトナム	電子取引法(Law on E-transactions 2005)の下位の通達に電子署名の有効性が定義さている。政府向けには特別な要件や制限はない。	_	0_進捗なし

^{*}ICC Digital Standard InitiativeのMLETR Trackerより2024年1月時点の情報で作成。法改正の段階まで含め、8段階に分けられている状況。 出所)各種ウェブサイトや文献より三菱総合研究所作成



3.4 電子化・標準化の動向(2)データ流通の規制

- ASEANにおいては個人情報保護フレームワーク(ASEAN PDP)が存在するが、法的拘束力がなく、各国の制度によってデータ流通が規制される。
- 個人情報保護法等でデータ移転規制が各国ごとに定められている。越境データ移転規制はデータ原産国と同等レベルの保護水準を求めるという条件があるが、厳格な国ではそれに加えて本人同意や国内データ保管の義務、当局の承認等が定められるケースがある。

田夕	クロスボ-	ーダーのデータ流通に関わる国内法(個人情報係	R護法等)				
国名	厳格もしくは一部のみ	条件付きの移転	自由な流通				
ブルネイ		存在しない					
カンボジア		存在しない					
インドネシア	✓						
ラオス	存在しない						
マレーシア	✓						
ミャンマー		存在しない					
フィリピン			✓				
シンガポール			√				
タイ		✓					
ベトナム	✓						

出所)UNCTAD, Digital Economy Report 2021, https://unctad.org/page/digital-economy-report-2021,2023/12/26閲覧



3.4 電子化・標準化の動向(3)電子インボイス

 ◆ ASEANにおいて、Digital Trade Standards and Commerce Working Group (DTSCWG)において、各国の電子インボイスの動向(BtoB及びBtoG)が整理されている。シンガポール、ベトナム、インドネシア、タイは電子インボイスの制度を有している。

国名	目的		電子インボイスの動向
	税行政向け	企業の電子化	・ 电サイフ 小イス の 割 内
ブルネイ			現状存在しない
カンボジア			現状存在しない。
インドネシア	√		E-Faktur Pajakは2016年7月より必須となっている。主に税行政向けの対応。
ラオス			現状存在しない。
マレーシア			国家の電子インボイスフレームワークを検討中。
ミャンマー			現状存在しない。
フィリピン	√		デジタルトランスフォーメーション戦略の下、 電子インボイスと電子領収書のパイロットプログラムが2022年7月に実施された。
シンガポール		✓	IMDAはPeppolのフレームワークに基づき、"Invoice Now"を2019年に開始。 B2B及びB2Gに広く相互互換性のあるモデルを適用している。
タイ	√	✓	タイランド4.0の政策の下で、電子インボイスと電子領収書が導入されている。
ベトナム	√		2022年7月までに100%のカバレッジを目指している。 税務申告用に税務当局の認証コードを電子インボイスに付している。

出所)INFOCOMM MEDIA DEVELOPMENT AUTHORITY (July 2022, https://asean.org/wp-content/uploads/2023/06/9DTSCWG-06-IMDA-ASEAN-E-Invoicing-Landscape-Final-Report_For_Circulation_v2.pdf, 2023/12/28閲覧



3.5 貿易手続きの課題: ブルネイ



● ブルネイの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標	準化	貿易データのサイロ化、情報プラットフォームの不足への対応や、電子署名の支持と法的枠組みの強化が必要
PF.	貿易PFの整備・機能の課題	-(プラットフォームが存在しない) ※現在Dagang Borneoのプロジェクトでプラットフォームを構築中
・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	 ブルネイのNSWは、シンガポールのサービスプロバイダによって開発されたが、その後、更新されておらず老朽化 省庁によって完全には活用されておらず、異なる政府部門間でのデータ要件やポータルの統一が不足
	ユーザ拡大のための課題	_
ニーズの分析		貿易取引を拡大させ、ビジネスを成長させるためのクロスボーダーでの貿易プラットフォーム の構築
ボトルネックの分析		・ 広い周辺経済圏への統合のため、クロスボーダーでの電子取引の要件等の調和



3.5 貿易手続きの課題: カンボジア



● カンボジアの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		・電子署名法が存在するが利用できるデジタル署名や認証局がない。・管轄省庁において原本を要求するため電子化の運用ができていない。
PF・貿易手続き	貿易PFの整備・機能の課題	-(プラットフォームが存在しない)
	NSWの整備・機能の課題	 電子通関システムが各省庁や国境とのシステムとの連携が実現されていない。 適格投資プロジェクトでの関税免税措置等に必要な年次輸入計画書(マスターリスト)と税関システム(ASYCUDA)が連携していない。 CNSWにおける電子化の推進状況(原本での運用が残存)
	ユーザ拡大のための課題	_
ニーズの分析		CNSWとASYCUDAのデータ連携(特に輸出入ライセンス等のステータス等の連携)ステークホルダー間での情報連携。
ボトルネックの分析		特にNSWと税関システムとの連結性の向上及び、周辺システム。省庁の職員がNSWの十分なトレーニングを受けていない。



3.5 貿易手続きの課題: インドネシア

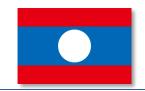


● インドネシアの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		 Invoice、原産地証明書、B/L等の提出において様々な取り決めがあり、全てハードコピー原本の提出が必要となる。 輸出入許可のために各省庁にハードコピーを提出する必要がある。
PF	貿易PFの整備・機能の課題	• プラットフォームと税関システム、NSWとの相互接続。
・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	・ NSWとしてB2Bの機能の拡張や新技術(ブロックチェーンの活用)を検討している。 ・ NSWや他の省庁での電子化はまだ途中段階にある。省庁間の手続きは紙ベースのままであ り、原本の提出が必要とされる状況。
₹	ユーザ拡大のための課題	・ 利用者への周知(トレーニング等)
ニーズの分析		貿易書類を一元的に電子的に管理し、税関の事後調査へ対応できるプラットフォーム。L/Cの電子化(L/Cの発行及び、貿易書類の電子化によるL/C申請、発行業務の効率化)中小企業が貿易参画できるシステム
ボトルネックの分析		・ 越境データ流通について国内の個人情報保護法が厳格である。



3.5 貿易手続きの課題: ラオス



● ラオスの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー (政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		電子署名において、UNESCAPの越境貿易の協定に批准しておらず、貿易取引の電子化への明確な戦略がない。電子取引や電子署名に関わる推進省庁が不明確
TO	貿易PFの整備・機能の課題	
PF・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	• NSWは原産地証明書の申請が主でありForm Dの交換をASWと可能とするが、その他の許可証の取得や、電子化は実現できていない。税関システム(ASYCUDA)の申告のペーパーレス化も実現できていない。
	ユーザ拡大のための課題	_
ニーズの分析		LNSWの機能拡張や税関システム(ASYCUDA)の機能拡張や連結性の向上
ボトルネックの分析		電子取引や電子署名等を進める推進官庁が不明確



3.5 貿易手続きの課題: マレーシア



▼レーシアの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		・ 原産地証明書について承認後の署名付きの書類を税関へ持ち込むことが必要。
	貿易PFの整備・機能の課題	-(プラットフォームが存在しない)
PF・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	 NSWの機能改善、税関申告手続きの簡素化 港湾、物流、税関等の関連システムの連携がされていない(税関、NSW、myTRADELINK、uCustoms) ※2023年にMaritime Single Windowの開発が始まり、その後、航空輸送も含めた取組に拡大予定。
	ユーザ拡大のための課題	_
ニーズの分析		BtoBに関わる貿易手続の電子化を担う機能の拡張港湾、物流、税関等の関連システムの連携異なる省庁におけるライセンス取得の一元化
ボトルネックの分析		クロスボーダーでの電子取引におけるデータ保護の規制輸出入事業者を含めたデジタル化への対応・人材不足



3.5 貿易手続きの課題: ミャンマー



● ミャンマーの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		・ 税関申告等には原本の提出が求められる(Invoice、B/L、原産地証明書等)
PF	貿易PFの整備・機能の課題	-(プラットフォームが存在しない)
・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	各省で手続きによりシステムが分かれており、シングルウインドウとして機能していない。商務省、農業省はMACCS(税関システム)とは別システムがあり、手続きが断片化し、貿易手続の効率化が低下している。
	ユーザ拡大のための課題	
ニーズの分析		・ 輸出入に関連する様々な行政システムが連携していないため、BtoGやGtoGのシステム統合や、規制対応が容易な一元的なプラットフォーム(貿易ポータル)の必要性が認識されている
ボトルネックの分析		・ 既存の規則や規制の変更と省庁間での調整。・ 外貨不足等による現地通貨へ兌換を強いる規制や許認可の取得の制限。



3.5 貿易手続きの課題: フィリピン



● フィリピンの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		各省庁が独自のプラットフォームを用意しており、手続きによっては電子化が難しいものやサイロ化している。パンデミックを経て、税関提出書類のPDF化が実現された(が原本提出へ戻る動きもある)
PF	貿易PFの整備・機能の課題	-(プラットフォームが存在しない)
・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	TradeNetの開発進捗が遅延しており機能が限定的である。一部サービスプロバイダがNSWのバックアップシステムを提供しており、他国との電子原産 地証明書の交換等の機能や船舶の動静確認など部分的な機能も提供している。
	ユーザ拡大のための課題	
ニーズの分析		 TradeNetの機能の拡充(関税の支払のデジタル化、その他機能) 他省庁の他法令に基づく申請の一元化 異なるユーザデバイス(PC、携帯、タブレット等)と互換的なユーザーインタフェースの提供
ボトルネックの分析		• NSWに関してはユーザへの周知が不足しており、データ保護法の懸念も挙げられていることから、充分に普及していない。



3.5 貿易手続きの課題: シンガポール



● シンガポールの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容		
電子化·標準化		 MLETRに準拠する形でeBL等貿易の譲渡可能文書の真正性を担保するフレームワークとして TradeTrustを導入 ICC DSIなどの業界団体と積極的に連携して標準化を推進 		
PF	貿易PFの整備・機能の課題	• 利用者特定のための認証(eKYC)や異なるプラットフォームを利用する際の利用者の認証方法		
1.貿易	NSWの整備・機能の課題	• TradeNet、TradeExchangeを統合・代替するものとしてNTPが位置付けられていたが現在もTradeNetとNTPが並行運用されている状況		
・貿易手続き	ユーザ拡大のための課題	・企業がAPI接続に係る費用負担。・他国への展開も考えており、その際には相手国の法規制への準拠が重要。・利用者がデータ共有の同意に積極的でない場合、ユーザ拡大が難しい。		
ニーズの分析		・ eBLの真正性を担保するTradeTrustの利便性の理解・普及の促進 ・ 他国間とのプラットフォーム連携等によるユーザー利用者拡大 ・ データ流通に関わる多国間の調和		
ボトルネックの分析		持続可能なビジネスモデルでの運用と収益基盤の確保クロスボーダーでのデータ流通や利用者認証		

出所)各種資料やヒアリングを参考に三菱総合研究所にて作成



3.5 貿易手続きの課題: タイ



● タイの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー(政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		 輸入ライセンスが3種類あり、その許可取得のために、各省庁にハードコピーでの書類の提出が必要なケースが多い。 輸入通関後にHSコードの変更を求められるケースがあり、追加の書類提出が求められる。 民間側の貿易書類のデータ項目の標準化の推進が難しい。
	貿易PFの整備・機能の課題	 NSW及び、複数プラットフォームの連結。 クロスボーダーでの貿易プラットフォームの接続。 荷主側の貿易書類のデータ項目の標準化。
PF・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	 NSWとしてB2Bの機能の拡張や新技術(ブロックチェーンの活用)を検討している。NSWで 許可申請を一括に行えるが、各省庁のシステムの受付やレスポンスがなく、省庁間の手続き は紙ベースのままであり、原本の提出が必要とされる状況。 NSWに輸入ライセンスNo.を個社へ連携する機能がないため、輸入ライセンス番号を税関申 告時に転記・再入力する必要がある。
_	ユーザ拡大のための課題	 ユーザーへのインセンティブ。特に荷主やフォワーダーにとってNSWに接続しているが、さらに異なるプラットフォームに接続する場合のメリット等の明確化や貿易プラットフォームのビジネスモデルの検討が必要。
ニーズの分析		貿易書類を一元管理し、荷主、フォワーダー、金融機関等共有できるプラットフォーム。荷主、フォワーダー、銀行が相互接続するプラットフォームの整備及びナショナルシングルウインドウとの接続。
ボトルネックの分析		貿易書類のデータ項目の標準化(特に荷主・フォワーダー)貿易プラットフォームのビジネスモデルや運営主体。

出所)各種資料やヒアリングを参考に三菱総合研究所にて作成



3.5 貿易手続きの課題: ベトナム



ベトナムの貿易デジタル化に関わる課題については下表の通りである。本情報はステークホルダー (政府や民間企業等)からのインタビューや、公表情報によって、作成した。

カテゴリ		内容
電子化·標準化		• L/C関連で銀行に対しての貿易書類や原産地証明書、植物検疫証明書、衛星証明書をハード コピーで提出することが必要
貿易PFの整備・機能の課題		• クロスボーダーでのL/Cへの対応
PF・貿易手続き	NSWの整備・機能の課題	 NSWや他の省庁での電子化はまだ途中段階 VNACCSの機能が限定的かつ老朽化されており、パフォーマンスも安定していない。(現状 2025年や2030年をマイルストンとして、VNACCSの更新を検討中。) 省庁間の手続きは紙ベースのままであり、原本の提出が必要とされる状況
₹	ユーザ拡大のための課題	・ 貿易書類は電子化されていないため、利用率が低い
ニーズの	分析	安定的かつ迅速な通関システムに対するニーズが存在L/Cの電子化や荷主と銀行間の提出書類の電子的な交換貨物の輸送・配送状況を一括で最新情報に更新し、ステークホルダーに伝達する機能
ボトルネックの分析		 VNACSSなど既存のシステムとの整合 他社への情報漏洩対策などセキュリティ面の性能 荷主や銀行側でのハードコピーの書類を好む文化への対応 個人情報保護法への対応も必要

出所)各種資料やヒアリングを参考に三菱総合研究所にて作成



3.6 貿易取引電子化市場の規模(1)

- 貿易取引電子化市場の規模については、国際的な貿易取引に関わるコスト、及び輸出入件数から試算しており、市場規模については、以下の手法で算出する。
- 日本の貿易取引電子化市場の規模は、約426億USドルと試算。

①貿易手続きに関する総コスト(日本):

1取引あたりの輸出時のコスト*1×貿易件数(輸出件数)*2

+1取引あたりの輸入時のコスト*1×貿易件数*2(輸入件数)

②日本との各国の貿易額(輸出入)を比較して、各国の市場規模を試算:

(①:日本の市場規模)×各国の日本との貿易額の割合*3

^{*1} The World Bank, Doing business "Trade Across Borders"指標より2020年のデータを取得

^{*2} 日本の税関のWebサイトhttps://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/report/pdf/report 008j.pdf、より2021年のデータを取得

^{*3} IMF, Direction of Trade Statistics (DOTS), https://data.imf.org/?sk=9D6028D4-F14A-464C-A2F2-59B2CD424B85.





3.6 貿易取引電子化市場の規模(2)

- 貿易電子化取引市場については、ASEAN全体では約1,083億USドルと試算。
- 各国の貿易取引電子化市場の規模については下表の通り。

単位:百万USD

国名	貿易額の割合(対日本)	市場規模試算
ブルネイ	1.6%	887.24
カンボジア	3.4%	1,723.29
インドネシア	32.0%	17,624.13
ラオス	1.1%	489.75
マレーシア	39.4%	12,569.54
ミャンマー	2.4%	17,99.71
フィリピン	13.6%	10,564.63
シンガポール	60.3%	23,397.11
タイ	35.6%	13,008.91
ベトナム	43.5%	26,283.90
ASEAN全体		108,348.2



3.7 ステークホルダー(1)

● ステークホルダー及び、ステークホルダーの状況をまとめたサマリについては下表の通り。

国名	サマリ	分類	主要ステークホルダー	概要
ブルネイ	・官は主管官庁が統一されて おり、推進しやすい環境にあ る。	官	Ministry of Finance and Economy(財務経済省) Royal Customs & Excise Department(王室関税物品税局)	財政・経済政策(貿易も含む)を所管するのが財務経済 省となり、NSWを管轄する王室関税物品税局も所属 している
370111		民	Dynamik Technologies	2018年に財務省の子会社のKhazanah Satu Sdn Bhdに買収された政府系IT企業。ASEAN-BACのブ ルネイの代表も務める
	・官側が主体で貿易・物流の改善を進めており、民側でのデジタル化の推進力は弱い。	官	Ministry of Economy and Finance(経済財政省) ナショナルシングルウィンドウ(NSW) 推進委員会	General Department of Customs and Excise(税関総局)を所管し、経済財政政策を推進。 税関システムの運営ASYCUDAやeーCustomsに加えてCNSWも主導する
カンボジア		官	General Department of Customs and Excise(税関総局)	輸入・輸出の監督と税関手続きの電子化を行う
		民	カンボジアロジスティクス協会(CLA)	2012年にカンボジア貨物運送業者協会(Cambodia Freight Forwarders Association。以下 「CAMFFA」という。)として設立され、2017年時点 で69社によって構成された。その後、現団体となる
インドネシア	・官側は2省庁にまたがるため、横断的な連携が必要。 - ・民の主体は明確であるが、 業界横断的な取り組みが必要。-	官	Ministry of Trade(インドネシア貿易省)	貿易手続きに関して所管する省庁。貿易手続きでは、原 産地証明書等を所管
		官	Ministry of Finance (財務省)	税関及び、NSWを所管するINSW庁を所管する
		民	インドネシア商工会議所(KADIN)	ASEAN-BACインドネシアの代表も務める

出所)各種情報より、三菱総合研究所作成



3.7 ステークホルダー(2)

(つづき)

国名	サマリ	分類	主要ステークホルダー	概要
ラオス	・官側が主体で貿易・物流の 改善を進めており、民側での デジタル化の推進力は弱い。	官	Ministry of Finance(財務省)	税関ではなく財務省がLNSWを所管しており、 運用の責任は財務省との合弁会社である LNSW社が負う
		民	Lao National Single Window	フランス籍のBureau Veritas社の子会社の ラオス事務所がラオス財務省と合意してPPPで 設立した合弁会社
		民	Lao National Chamber of Commerce and Industry(ラオス商工会議所)	ラオスの商工会議所
	・官側は複数省庁にまたがる ため、横断的な連携が必要。 ・民の主体は明確であるが、 業界横断的な取り組みが必 要。	官	Ministry of International Trade and Industry (国際貿易産業省)	マレーシアの国際貿易と産業を推進し、関連す る法規制を制定し、貿易政策を策定
マレーシア		官	Malaysia External Trade Development Corporation (MATRADE)	マレーシアの輸出を促進し、越境電子商取引プ ラットフォームに関連する企業のパートナーシッ プをサポート
		民	Federation of Malaysian Manufacturers (マレーシア製造協会)	マレーシアの製造業者を代表し、電子貿易のた めのビジネス環境の改善と製造業者の利益を保 護している
		民	Dagang Net Technologies	電子貿易プラットフォームの開発と維持を行い、 関連するITサービスとソリューションを提供
	・官側が主体で貿易・物流の 改善を進めており、民側での デジタル化の推進力は弱い。 _	官	Customs Department(関税局)	ミャンマー計画財政投資省(Ministry of Planning,Finance and Investment)の 傘下。NSWを所管。
ミャンマー		官	Ministry of Commerce(商業省)	輸出入貿易登録及びライセンス発給システムで あるTradeNetを所管
		民	The republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry(ミャンマー商工会議所)	ミャンマーの商工会議所。ASEAN BACの議長が会長を務める。

出所)各種情報より、三菱総合研究所作成

3. ASEAN10か国の現状調査と評価



3.7 ステークホルダー(3)

(つづき)

国名	サマリ	分類	主要ステークホルダー	概要
	・官側が主体で貿易・物流の改善を進めている。民側では、業界横断的な取り組みが必要。	官	Department of Trade and Industry (DTI)	フィリピンの商業と産業の発展を推進し、電子貿易 のための法律や政策を策定
		官	Bureau of Customs (BOC)	貿易の税関手続きを管理し、フィリピンのナショナ ル・シングル・ウィンドウを所管
フィリピン		民	Philippine Chamber of Commerce and Industry (PCCI)	フィリピンの商業と産業界を代表し、電子貿易のためのビジネス環境の改善を推進
		民	Inter Commerce Network Service	フィリピンのNSWと接続するサービスプロバイダの 大手であり、ASEAN及びその他国の電子原産地証 明書の交換や税関申告を可能とするプラットフォー ムを運営している。
	・官側が主体で貿易・物流の改善を進めており、官民のプラットフォーム整備等の動きがみられる。	官	Ministry of Trade and Industry(通商産 業省)	貿易振興に係る全体戦略やデジタル経済協定など の政策決定や企画立案を行う。「Trade2030」と いうイニシアチブを策定して、貿易額の目標を設定 している。
シンガポール		官	Infocomn Media Development Authority(情報通信メディア開発庁)	SGTraDexなど貿易プラットフォームの開発・運用に参画。E-Invoice普及に向けた補助金政策も実施している。
		官	Singapore Customs(シンガポール税関)	ナショナルシングルウインドウのTradeNet及びデ ジタル貿易プラットフォームのNTPを所管する。
		民	Singapore International Chamber of Commerce(シンガポール商工会議所)	シンガポールの商工会議所。FTAやRCEPに関する ユーザーガイドを公開している。



3.7 ステークホルダー(4)

(つづき)

国名	サマリ	分類	主要ステークホルダー	概要
	・官側は複数省庁にまたがるた	官	Ministry of Commerce(商務省)	貿易手続の電子化、円滑化に関する取組を所管する。 電子商取引の情報のゲートウェイとしてNational Trade Repository(NTR)を所管している。
		官	Ministry of Digital Economy and Society(デジタル経済・社会省)	デジタル経済の推進に向けて、2016年の組織再編 により設立された。前身は情報通信技術省である。
タイ	め、横断的な連携が必要。 ・民の主体は明確かつ横断的な 取り組みが進められている。	官	Thai Customs (夕イ税関)	タイのナショナルシングルウインドウを所管している。
		民	Joint Standing Committee on Commerce, Industry and Banking: JSCCIB(タイ商業・工業・ 金融合同常任委員会)	NDTP構築の推進機関であり、各産業の協会が合わ さった委員会。日本では経団連と同等の組織。
	・官側が主体で貿易・物流の改善 を進めており、民側では、業界横 断的な取り組みが必要。	官	Ministry of Industry and Trade(商工省)Department of E-commerce and Information Technology(Eコマース・情報技術 局)	デジタル経済の発展を促進し、特にe-commerce の領域でのデジタル化を推進。原産地証明書(C/O) の交付及び管理業務のデジタル化を担当
ベトナム		官	General Department of Vietnam Customs(税関総局)	税関手続きのデジタル化を担当する。
		民	ベトナム商工会議所(VCCI)	ビジネス環境の改善を通じて国内外の貿易を発展させる組織。原産地証明書の発行も担当(商工省からの委託業務)
		民	FPT Information System	税関システムのVNACCSの開発ベンダであり、貿易 プラットフォームのTradeFlatを運営している。



3.8 サマリ(1)

● 貿易手続きの円滑化、デジタル化の現状について、ASEAN各国毎に整備状況が異なる ため、整備状況を踏まえた優先的な取り組み事項を明確化することが必要である。

評価	
計画	i
	…高
	…中
	…低

単位:百万USD

貿易円滑化 デジタル化 日本との 国名 貿易量 貿易プラット ネットワーク ブロック TFI* LPI* **NSW** 電子化 データ流通 インボイス (2022年) (固定回線) チェーン フォーム ブルネイ **19**3 NSWが存在 存在しない(開発中) 世界平均以上 電子署名法 未熟な制度 存在しない 存在しない 4,091.6 カンボジア 155 2.6 NSWが存在 存在しない 改善が必要 電子署名法 制度整備 存在しない 存在しない 1,826.2 インドネシア 197 3.2 NSWが存在 **Andalin Trade** 改善が必要 雷子署名法 制度整備 厳格 税行政向け 41,513.6 ラオス NSWが存在 132 2.7 存在しない 改善が必要 電子署名法 未熟な制度 存在しない 存在しない 286.5 マレーシア 208 3.2 NSWが存在 世界平均以上 電子署名法 制度整備 条件付き移転 検討中 存在しない 41,267,1 改善が必要 2.3 存在しない 存在しない 電子署名法 未熟な制度 存在しない 存在しない ミャンマー 143 1,806.5 フィリピン 182 NSWが存在 2.9 存在しない 改善が必要 電子署名法 制度整備 自由な流通 税行政向け 23,983.6 NSWが存在 電子署名法、 制度整備、 シンガポール 4.0 貿易PFとの 世界平均以上 251 NTP. SGTradex MLETR準拠、 自由な流通 企業電子化 47,538.2 多国間連携 連携 法人ID連携 **NDTP** 電子署名法、 企業電子化及 タイ 203 NSWが存在 (SCMnet. 世界平均以上 MLETR準拠 制度整備 条件付き移転 3.4 58,944.2 び税行政向け PromptTrade) (検討中) ベトナム 211 3.3 NSWが存在 TradeFlat 世界平均以上 雷子署名法 制度整備 厳格 税行政向け 47,350.1 雷子署名法、 TradeWaltz. 制度整備、 日本 271 3.9 NSWが存在 世界平均以上 自由な流通 企業電子化 MLETR準拠 Shippio 等 多国間連携 (検討中)

出所) IMFのDirection of Trade Statistic等より、三菱総合研究所



3.8 サマリ(2)

● 類似の特徴を有するグループ毎に、ASEAN10か国の現状分析を整理した結果は下表の通りである。

国名	サマリ
シンガポール	 貿易取引電子化システムにおいてナショナルシングルウインドウと関連システムの連携等の整備は進んでおり、 国内のシステム連携が進められている。国際的な連携の取組も見られる。 制度面では電子化が進んでいる。 ステークホルダーとしては官が中心となり、官民での貿易電子化の取組が見られる。 貿易量も域内では多く、貿易関連データ(TFIやLPI)の指標も高水準である。
タイ、インドネシア、マレーシ ア、ベトナム、フィリピン	 貿易取引電子化システムにおいて、ナショナルシングルウインドウの整備は一定程度進められているが、BtoBの機能の拡張による利便性向上(タイ、インドネシア)や政府への関心(フィリピン)がみられる。BtoBの貿易取引電子化システムについてはタイでは産業界での統一的な動きがみられる。 制度面での電子化は一定程度進捗しているが、貿易書類は原本の提出が求められる等、電子化が浸透していない状況である。 ステークホルダーとしては、官が中心に貿易のデジタル化が進められているが、タイでは民間の統一的な動きがみられる。 貿易デジタル化の市場規模は一定程度であり、貿易関連データ(TFIやLPI)の指標は中水準である。
ブルネイ、カンボジア、 ラオス、ミャンマー	 貿易取引電子化システムにおいて、ナショナルシングルウインドウの整備は一定程度進められているが、BtoB貿易プラットフォームのニーズは低い。 ブルネイはボルネオ島を対象として、デジタル貿易プラットフォームを開発中である。 国内の電子化は制度整備が必要な状況である。 ステークホルダーは官が中心であるが、ブルネイのみ民間の統一的な動きがみられる。 貿易デジタル化の市場規模は小さく、貿易関連データ(TFIやLPI)は他国に比べて低水準である。

- 4.1 社会的便益の推計
- 4.2 社会的便益の分析
- 4.3 サマリ



4.1 社会的便益の推計(1)

● デジタル貿易プラットフォームの社会的便益の推計については、コスト削減効果から投資額を差し引き、ネットでの便益を試算した。

コスト削減効果(+の効果)

計算単位	説明
各国の市場規模	貿易デジタル化を対象とする市場規模
×	
貿易相手国との貿易取引額(割合)	IMFのDirection of Trade Statisticsを参照。全体の取引額から日・ASEANの貿易取引額の割合を記載
×	
時間削減(時間)	「グローバルサプライチェーンにおける貿易手続の効率の実証実験 (https://www.nedo.go.jp/content/100896162.pdf)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のプロジェクト」の時間削減効果である44%を適用。
=	
1年間のコスト削減効果(USD)	1年間の合計額
×	
伸び率(CAGR)	各国の2017年から2022年の貿易額の伸び率(平均)を適用
=	
5年間のコスト削減効果(USD)	5年間の合計額



4.1 社会的便益の推計(2)

● 社会的便益を試算すると、ASEAN全体の貿易取引電子化が実現される場合は、単年度では、約 103億USDの効果があり、日・ASEANをスコープとした場合は、約137億USDに拡大する。す べての貿易相手国との電子化が進む場合は、約477億USDの効果がある。

単位:百万USD

国名	ASEAN域内	日·ASEAN	ASEAN·世界全体
ブルネイ	151.9	210.7	390.4
カンボジア	209.5	234.6	758.2
インドネシア	1,690.7	2,302.2	7,754.6
ラオス	122.5	125.8	215.5
マレーシア	1,500.8	1,853.2	5,530.6
ミャンマー	307.5	344.2	791.9
フィリピン	1,154.3	1,652.8	4,648.4
シンガポール	2,638.3	3,131.7	10,294.7
タイ	1,211.7	1,788.2	5,723.9
ベトナム	1,305.6	2,071.3	11,564.9
ASEAN全体	10,292.8	13,714.8	47,673.2

注)対象とする電子書類はB/Lを含むすべての貿易書類が電子化されたことを想定する。また、日-ASEAN及びASEAN-世界全体の社会的便益について、ASEANの社会的便益を示しており、相手国側の便益を含めて いない。

4.1 社会的便益の推計(3)

● 貿易取引のコスト削減効果に加え、デジタル貿易プラットフォームの導入は、中小企業の参加による貿易量の増加、環境への影響、サプライチェーンリスクの可視化といった効果ももたらす。

期待効果	内容
環境等に対する効果	• 貿易文書とプロセスのデジタル化により、実際の文書輸送に由来するエネルギーとCO2排出量 を削減する
その他の定性的及び副次的な効果	 税関やコンプライアンスによる事後監査、二重金融防止等のためのデータ保存の正確性と容易性の向上 特に中小企業にとっての貿易障壁の削減(貿易量の増加への期待) 貨物や貿易プロセスの可視化、CO2排出量(GHGプロトコルのScope 3に対応)など、その他の機能を通じてサプライチェーンの登割性を高める。
	の機能を通じてサプライチェーンの強靭性を高める



4.2 社会的便益の分析(1)

◆ 社会的便益の発現は、貿易デジタル化の状況や貿易デジタルプラットフォームの導入により変化することを想定し、以下の3点の分析を行った。

	分析		内容
1	1	デジタル貿易プラットフォームを 導入することによるネットでの社 会的便益	 ネットでの社会的便益の試算。5年間のコスト削減効果とシステム投資・運用コストを踏まえて、社会的便益(ネット)を算出 ASEAN域内の貿易取引電子化の場合、日・ASEANの貿易取引電子化の場合、また、ASEAN各国の貿易パートナーの電子化のケースで算出
2	2	社会的便益の効果発現が10%、 30%、100%の場合での社会的 便益	 社会的便益の発現が10%、30%、100%のケースでのネットでの社会的便益の変化を試算 シナリオは日ASEANの貿易取引電子化のケースを対象
3	3	効果発現が10%のケースでの年 毎の社会的便益	効果発現が10%のケースでの年毎の社会的便益の変化を試算シナリオは日ASEANの貿易取引電子化のケースを対象

注)デジタル貿易プラットフォームの構築・運用コストは、日本を事例として、ヒアリングより作成、構築・運用コストは各国の人件費の割合を踏まえて計算。

MRI

4. 社会的便益の推計と分析

4.2 社会的便益の分析(2)

● ネットでの社会的便益を計算するためのデジタル貿易プラットフォームの整備コストを含めて計算す る。ASEAN域内の貿易取引電子化の場合、日・ASEANの貿易取引電子化の場合、また、ASEAN 各国の全ての貿易パートナーと電子化した場合に分けて、5年間のコスト削減効果とシステム投資・ 運用コストを踏まえて、社会的便益(ネット)を算出した結果、各国で導入のメリットがあると考えら れる。

単位:百万USD

国名	ASEAN域内のみ	日·ASEAN	ASEAN·世界全体
ブルネイ	1,252	1,741	3,236
カンボジア	1,443	1,616	5,229
インドネシア	10,343	14,084	47,443
ラオス	738	759	1,300
マレーシア	9,050	11,177	33,370
ミャンマー	1,641	1,837	4,227
フィリピン	6,700	9,594	26,987
シンガポール	15,295	18,163	59,797
タイ	6,685	9,868	31,594
ベトナム	8,012	12,712	70,987



4.2 社会的便益の分析(3)

● 日・ASEANの貿易取引において、貿易パートナーとの接続が進む場合が最もコスト削減効果が高いが、一部の貿易パートナーとの相互接続を実現する場合でもメリットがあるものと試算できる。

シナリオ	定義
A. 効果発現が10%のケース	日・ASEANの一部の貿易パートナーとの相互接続の実現、貿易書類の一部電子化
B. 効果発現が30%のケース	日・ASEANでの主要な貿易パートナーとの相互接続の実現、貿易書類の一部電子化
C. 効果発現が100%のケース	日・ASEANでのすべての貿易パートナーとの相互接続の実現、貿易書類の完全電子化

単位:百万USD

国名	シナリオA	シナリオB	シナリオC
ブルネイ	165	515	1,741
カンボジア	159	483	1,616
インドネシア	1,407	4,224	14,084
ラオス	75	227	759
マレーシア	1,112	3,349	11,177
ミャンマー	183	550	1,837
フィリピン	958	2,877	9,594
シンガポール	1,780	5,421	18,163
タイ	983	2,958	9,868
ベトナム	1,269	3,812	12,712



4.2 社会的便益の分析(4)

 導入の効果は年度毎に高くなるが、立ち上げ初期の便益について、ブルネイ、ラオス、カンボジア、 ミャンマー等は比較的低い。初期の投資コストを抑え、電子化・標準化の施策、及びユーザー拡大の 施策を並行して検討することが必要である。

単位:百万USD

国名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ブルネイ	14	26	32	41	52
カンボジア	22	27	31	37	42
インドネシア	229	253	279	307	338
ラオス	12	14	15	16	18
マレーシア	181	202	221	242	265
ミャンマー	34	35	37	38	39
フィリピン	164	177	191	205	220
シンガポール	288	333	359	386	415
タイ	176	187	197	206	217
ベトナム	206	228	252	278	306

注)試算前提は、5年間の社会的便益(コスト削減効果)を想定し、日ASEANの貿易手続きの電子化(プラットフォーム接続)を想定。コスト削減効果の発現は10%と想定し、システム初期投資コストは初年度にかかるものと して試算している。また日本側の社会的便益は含めていない。

4.3 サマリ

- 社会的便益を試算すると、ASEAN全体の貿易取引電子化が実現される場合は、単年度では、 約103億USDの効果があり、日・ASEANをスコープとした場合は、約137億USDに拡大する。すべての貿易相手国との電子化が進む場合は、約477億USDの効果がある。
- システム投資コストを加味した社会的便益の分析については、5年間では各国ともに投資コスト を踏まえても、デジタル貿易プラットフォームの導入及び貿易の電子化は効果が大きい。
- 一方で、デジタル貿易プラットフォームの接続が進まず、貿易の電子化が進まない等のコスト削減効果が発現しない場合は、デジタル貿易プラットフォームの導入効果が低くなる。
- したがって、初期の投資コストを抑え、デジタル貿易プラットフォームを立ち上げ、電子化・標準 化の推進や、ユーザー拡大の施策を並行して検討することが必要である。

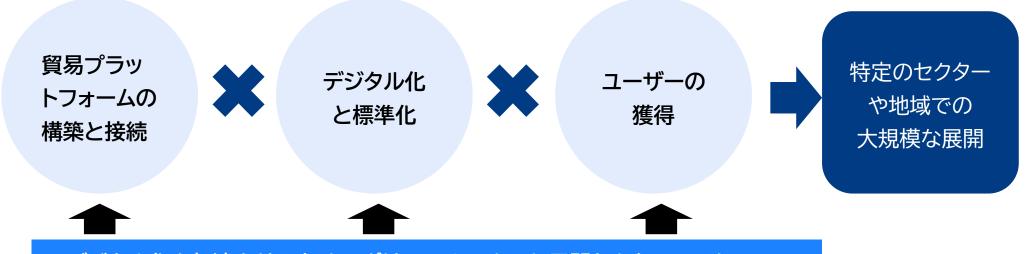
5. 政策提言とロードマップ

- 5.1 貿易デジタル化を推進するための原則
- 5.2 ASEAN全体への政策提言
- 5.3 ASEAN各国への政策提言
- 5.4 ロードマップ
- 5.5 日ASEANの協力について



5.1 貿易デジタル化を推進するための原則

- ASEANの貿易デジタル化を加速させるためには、そのために官民が同じ方向性を持って、連携及び 共通認識に基づく各種施策を実行する。
- しかしながら、ASEAN各国の状況は異なるため、デジタル化に向けては複数の道筋が存在。官民が協働し、その道筋を明確にし、また関係者に共有する。



デジタル化を加速させるためのポリシー・ミックスと民間セクターのアクション (能力開発、実証事業、補助金、規制等)

ステークホルダー※の貿易デジタル化への道筋に関するコンセンサス ※税関、プラットフォーマー、貿易会社、銀行など

- プラットフォームの開発・運営(自国で開発、他国のPFを輸入、運営主体)
- デジタル化の対象(ドキュメント、業界等)



5.2 ASEAN全体への政策提言

● 国際動向やASEAN・APECの動向を踏まえ、貿易取引電子化システムの推進のために、ASEAN 全体では以下の政策推進が必要である。

国際動向

ICC、UN/CEFACTの 電子化・標準化の施策

越境データ流通に関わる規制の調和

ASEAN/APECの動向

APEC-BACにおける 貿易電子化の取組

NSWの機能拡張、ASWの進展

ASEAN域外の国際協力 (FTA、原産地証明交換)

ASEAN-BACの レガシープロジェクト

ASEAN 事務局

- NSWの各国の機能や拡張計画の可視化、国内・多国間のNSWや貿易プラットフォームの連携の推進
- ASEAN域内での越境データ流通等に係る各国の規制や取組の調和

ASEAN-BAC

- ICC/UNCEFACTにおける貿易データ項目の標準 化を業界へ慫慂
- B2B貿易取引電子化システムの構築、他国との相互接続の推進や進捗状況の可視化
- ASEAN-BACレガシープロジェクトとの連携

国際機関 (UNESACP /ADB他)

貿易電子化に向けた規制のフレームワークの整備の 技術支援



5.3 ASEAN各国への政策提言

● 各国への政策提言としては以下の通りである。

各国のデジタル化・貿易円滑化の状況に応じて、タスクの優先順位等は異なる。

A. 貿易プラット	1)デジタル貿易プラット フォームの構築	税関、経済関連 省庁	デジタル貿易プラットフォームが存在しない場合は、産業界と政府が協力してプラットフォームを開発する。存在する場合は、ナショナル・シングル・ウィンドウや国内産業システムとの接続を促進する。
フォームの構 築と接続	2)デジタル貿易プラット フォームの相互接続	税関、貿易プ ラットフォーム 運営者	PoC等を通じて、貿易取引電子化システムの多国間の接続を推進する。相互接続の 実証や小規模な接続から、ユースケースを積み上げていくことや、標準化、ビジネスモ デル等のノウハウを蓄積する。
B. デジタル化と	1)デジタル化関連施策の 実施	デジタル関連 省庁	電子署名、電子インボイス、デジタルID等の基盤となる国内の書類の電子化の施策を推進し、貿易手続きへの適応を検討する。また他国間での越境のデータ流通を意識した個人情報保護等の規制の調和を検討する。
標準化	2)標準化の推進	商工会議所	UN/CEFACTやICCの取組と連携して、各国のB2B貿易プラットフォーム及びそのユーザーとなる輸出入者、フォワーダーや銀行の貿易データの標準化を行う。特にMLETR等国内法の改正が必要な書類については、国内法やガイドラインの改正を行う。
C. ユーザ獲得	1)貿易デジタル化の 認知向上	商工会議所、 ASEAN-BAC、 貿易関連省庁	キャパシティ・ビルディングは、貿易関連のステークホルダー組織や企業関係者を対象とする。主な対象は荷主やフォワーダーなどのデジタル貿易プラットフォーム利用者で、プラットフォームを利用することで現行の手続きを効率化する方法を理解する。
	2) 貿易電子化のための インセンティブ	経済関連 省庁	貿易取引電子化システムの導入における税制の優遇装置や補助金(特に投資余力の すくない中小企業)を行う。
推進者	1) ステークホルダーの 特定	ASEAN-BAC、 経済関連省庁、	貿易の電子化を進める政府及び民間のステークホルダーを特定、明確化する。税関手続きについては関税局やナショナルシングルウインドウの推進主体、貿易関連省庁、 デジタル関連省庁の巻き込みが必要。
	2)官民連携	税関	業界横断、及び官民で取り組む課題を明確化するために、官民が連携して取り組むスキーム(業界横断型の検討コンソーシアム等)を作り、運営する。



5.4 ロードマップ

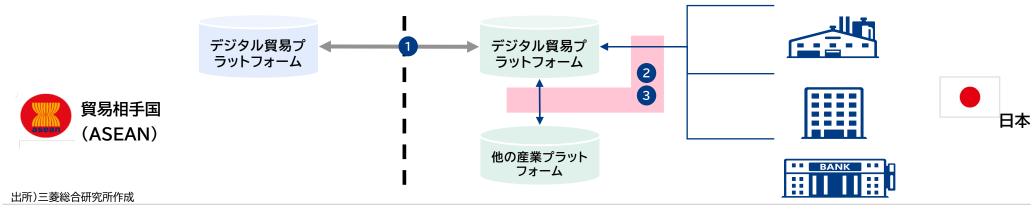
● 下図が、貿易デジタル化を実現するためのロードマップである。 凡例 長期(5年~) 中期(3~5年) 短期(1~3年) A.貿易プラットフォームの構築と接続 SG Connect(シンガポール) 国内のデジタル貿易プラットフォームの構築、もしくはNSWとの接続促進 1)デジタル貿易プラットフォームの構築 及び関連の産業プラットフォームとの接続 Digital Trade Connect(タイ) 2)デジタル貿易プラットフォームの相互接続 他国及びASEAN域外とのデジタル貿易プラットフォームの連携推進 B. デジタル化と標準化 デジタル化に向けた国内の規制や制度の整備 1)デジタル化関連施策の実施 規制の調和(越境データ流通等) 国際的な法的なフレームワークの適用(MLETR等) PoCを通じた標準化の推進 2)標準化の推進 ICCやUN/CEFACT等の議論やトレンドを確認・追従 C. ユーザ獲得 Digital Trade Connect(タイ) AMEN(フィリピン) AKREDI等(ブルネイ) デジタル貿易プラットフォームの潜在的なユーザーの認知度向上 1)貿易デジタル化の認知向上 (輸出入者、フォワーダー、金融機関等) ASEAN Business Entity(インドネシア) 2)貿易電子化のためのインセンティブ 税制優遇措置や補助金等の政府支援(特に中小企業を対象)



5.5 日ASEANの協力について(1)

- 日本では、業界横断型の貿易コンソーシアムが立ち上がり、官も貿易のデジタル化を支援している。
- 貿易デジタル化の課題に対して以下の3つの施策を推し進め、今後は官民が連携し、貿易のデジタル化が一層加速化する見込み。

課題	施策の方向性
① 貿易相手国との連携	日本だけでなく、ASEAN諸国と日本との間での貿易プラットフォーム連携やデータ連携を進めていく。
② 貿易分野データ連携の 実現・拡大	国際標準機関(UN/CEFACT*)等に準拠した貿易分野データ連携の推進 -UN/CEFACT等に対し、日本企業からのデータ項目追加要望を反映するよう働きかけ -国際標準を踏まえた日本版
③ ユーザー拡大	貿易プラットフォームのネットワーク効果を最大化するため、キープレイヤーとなる荷主企業の理解を得て、貿易DX等の導入事例を共有(ナレッジシェアリング) 貿易PFとユーザーやその他貿易プラットフォーム間の接続にかかるコストを政府から一部補助。





5.5 日ASEANの協力について(2)

● 日ASEANとして協力できる領域と検討内容に関する提案については以下の通りである。

貿易プラット
フォームが存在
する国

A.貿易プラットフォームの構築と 接続

- デジタル貿易プラットフォームの 相互接続の推進(実証試験)
- デジタル貿易プラットフォームの 接続の商用化に向けた開発支援
- ナショナルシングルウインドウの 機能拡張に向けた支援 (資金協力、技術支援)

B.デジタル化と標準化

- MLETRの普及推進、実現に向けた協力
- 貿易書類のデータ項目の標準化 に関わる2国間・多国間の協力

C.ユーザー獲得

- 組織・人材育成支援 (技術支援、研修)
- 日本における貿易コンソーシアム運営等のナレッジシェア及び推進の取組のノウハウの移植(技術支援)

貿易プラット フォームが存在 しない国

- デジタル貿易プラットフォームの 開発支援もしくは日本型のデジ タル貿易プラットフォームの展 開支援(資金協力、技術支援)
- ナショナルシングルウインドウの 機能拡張に向けた支援 (資金協力、技術支援)
- 国内の電子化に関わる規制フレームワークの支援(技術支援)
- 組織・人材育成支援 (技術支援、研修)
- 日本における貿易コンソーシアム運営等のナレッジシェア及び推進の取組のノウハウの移植 (技術支援)